

資料 2 - 2

泊発電所 3号炉 審査資料	
資料番号	DB11-9 r. 8.0
提出年月日	令和5年2月16日

泊発電所 3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について  
(設計基準対象施設等)  
比較表

第11条 安全避難通路等

令和5年2月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>比較結果等を取りまとめた資料</b></p> <p><b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b></p> <p><b>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（比較表相違理由欄参照）</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p> <p><b>1-3) バックフィット関連事項</b></p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2. 女川2号まとめ資料との比較結果の概要</b></p>			
<p><b>2-1)設備、運用又は体制の相違</b></p>			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<p>作業用照明（非常用照明，直流照明兼非常用照明及び直流照明）                      非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線，<b>直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）</b>，並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し，非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>作業用照明（運転保安灯及び無停電運転保安灯）                      運転保安灯及び無停電運転保安灯は<b>非常用低圧母線</b>に接続し，ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。                      無停電運転保安灯は専用の<b>内蔵蓄電池</b>を備える設計とする。</p>	<p>設備の相違                      ・女川は，作業用照明のうち非常用照明は内蔵蓄電池から受電，直流照明兼非常用照明及び直流照明はプラント設備の蓄電池から給電し，全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計。                      ・泊は，専用の内蔵蓄電池を備えた無停電運転保安灯により，全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計。</p>	
<p>所内高圧系統より，緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p>	<p><b>非常用低圧母線</b>より，緊急時対策所内の照明設備へ給電する。</p>	<p>設備の相違                      設備構成の相違による電源構成の相違。</p>	
<p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は，<b>常用母線又は非常用母線</b>から給電する。</p>	<p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は，<b>非常用低圧母線</b>から給電する。</p>	<p>設備の相違                      設備構成の相違による電源構成の相違。</p>	
<p>メタルクラッド閉閉装置の<b>所内高圧系統</b>から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p>	<p>メタルクラッド閉閉装置の<b>非常用低圧母線</b>から緊急時対策所内の照明設備へ給電する。</p>	<p>設備の相違                      設備構成の相違による電源構成の相違。</p>	
<p>作業用照明が必要となる作業場所の抽出，現場操作の確認結果。</p>	<p>作業用照明が必要となる作業場所の抽出，現場操作の確認結果。</p>	<p>設備の相違。                      炉型の違いによる必要な作業場所抽出結果の相違であるが，抽出の考え方は2.1項と同様である。                      現場操作の確認結果についても炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが，必要な現場操作の考え方は同様である。</p>	
<p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように蓄電池（非常用）から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>無停電運転保安灯は，全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替<b>交流</b>電源設備から開始されるまで（約25分間を満足する<b>4時間以上</b>）においても点灯できるように専用の内蔵蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備の相違。                      ・女川の蓄電池（非常用）は，SA兼用であるため24時間供給可能。                      ・泊の専用の内蔵蓄電池は，カタログ値で<b>4時間以上</b>のものを設置。</p>	
<p>緊急時対策建屋内に作業用照明を確保。</p>	<p><b>緊急時対策所指揮所内</b>に作業用照明を確保する。</p>	<p>設備の相違                      ・女川は作業用照明のうち，非常用照明を設置。                      ・泊は作業用照明のうち，無停電運転保安灯と同等のものを設置。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2-2)記載箇所、記載内容の相違</b>			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(記載なし。)	作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。	記載内容の相違 作業用照明の補修担当者へ保守管理に関する教育を行う。	
(記載なし。)	可搬型照明の使用に関する教育・訓練を行う。	記載内容相違 初動操作を行う運転員、緊急時対策所で作業を行う災害対策本部要員及び災害対策要員に対し、使用方法・保管場所の教育を行う。	
<b>2-3)記載表現、設備名称の相違</b>			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
非常用ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	設備名称の相違。	
中央制御室外原子炉停止操作室	中央制御室外原子炉停止盤室	設備名称の相違。	
計測制御電源室	安全補機閉器室	設備名称の相違。	
現場機器室	安全補機閉器室、主蒸気管室、ディーゼル発電機室、中央制御室外原子炉停止盤室	設備名称の相違。	
事務建屋	総合管理事務所	設備名称の相違。	
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室	(記載なし。)	設備名称の相違。 PWR設備外。	
発電所対策本部要員	災害対策本部要員	要員名称の相違。	
重大事故等対応要員	災害対策要員	要員名称の相違。	
緊急時対策建屋	緊急時対策所	設備名称の相違。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第11条：安全避難通路等について                      &lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>(3) 適合性説明</p> <p>1.3 気象等</p> <p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>2.2 作業用照明について</p> <p>2.3 可搬型照明について</p> <p>(別添資料1)                      設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>(別添資料2)                      誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>3. 技術的能力説明資料                      (別添資料3) 安全避難通路等</p>	<p>第11条：安全避難通路等について                      &lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.4 気象等</p> <p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <p>4. 別添                      女川原子力発電所2号炉 運用、手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p>第11条：安全避難通路等について                      &lt;目次&gt;</p> <p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>1.4 気象等</p> <p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>3. 別紙</p> <p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <p>4. 技術的能力説明資料                      (別添資料1) 安全避難通路等</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      (女川に記載統一)</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      (女川に記載統一)</p> <p>【女川】                      ■資料名の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において、設計基準事故対処設備の設置許可基準規則，技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに，それら要求に対する大飯発電所3号炉及び4号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において、設計基準事故対処設備について，追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>3. において，追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し，必要となる運用対策等を整理する。</p>		<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <p>1. において，設計基準対象施設の設置許可基準規則，技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに，それら要求に対する泊発電所3号炉における適合性を示す。</p> <p>2. において，設計基準対象施設について，追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>4. において，追加要求事項に適合するための技術的能力（手順等）を抽出し，必要となる運用対策等を整理する。</p>	<p>【女川】                  ■記載充実。（大飯参照）</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違。                  用語定義に基づく記載適正化                  ■記載名称の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（表1）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（第1表）。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>1.1 要求事項の整理</p> <p>安全避難通路等について、設置許可基準規則第11条及び技術基準規則第13条において、追加要求事項を明確化する（第1表）。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 279 436 438">設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="436 279 696 438">技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="129 438 436 1444">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 438 436 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明                      三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="436 438 696 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="129 1444 696 1556">                     変更なし                       追加要求事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="763 279 1070 438">設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="1070 279 1326 438">技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="763 438 1070 1444">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="763 438 1070 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明                      三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="1070 438 1326 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明                      三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="763 1444 1326 1556">                     変更なし                       追加要求事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1393 279 1700 438">設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="1700 279 1955 438">技術基準規則 第13条（安全避難通路等）</th> <th data-bbox="1393 438 1700 1444">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1393 438 1700 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明                      三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="1700 438 1955 1444">                     発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。                      一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路                      二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明                      三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源                 </td> <td data-bbox="1393 1444 1955 1556">                     変更なし                       追加要求事項                 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項	
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項																			
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項																			
設置許可基準規則 第11条（安全避難通路等）	技術基準規則 第13条（安全避難通路等）	備考																			
発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源	変更なし  追加要求事項																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.2 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>原子炉施設には、位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>また、新規制基準対応に伴い、新たに耐火壁及び防火扉を設ける場所については、新たな配置に応じた安全避難通路を確保するとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明を設置する設計とする。</p> <p>なお、新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について、別紙1に示す。</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>1.2 適合のための基本方針</p> <p>1.2.1 設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に対する基本方針</p> <p>発電用原子炉施設は、安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する設計とする。</p> <p>避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>また、新規制基準対応に伴い、新たに耐火壁及び防火扉を設ける場所については、新たな配置に応じた安全避難通路を確保するとともに、その位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明を設置する設計とする。</p> <p>なお、新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について、別紙1に示す。</p> <p>1.3 追加要求事項に対する適合性</p> <p>(1) 位置、構造及び設備</p> <p>ロ 発電用原子炉施設の一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>(i) 本発電用原子炉施設は、(1)耐震構造、(2)耐津波構造に加え、以下の基本的方針のもとに安全設計を行う。</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(f) 安全避難通路等</p> <p>発電用原子炉施設には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用照明を設ける設計とする。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違。                      (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として専用の内蔵電池を備える <b>作業用照明</b>を設ける設計とする。</p> <p>また、現場作業の緊急性との関連において、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合や、作業用照明電源の枯渇後の対応等仮設照明の準備に時間的余裕がある場合には、可搬型照明も活用する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料(2.1:P2-11-13~15)(2.2:P2-11-16~22)(2.3:P2-11-23,24)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.10 避難通路, 照明, 通信連絡設備</p> <p>原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対策用照明、通信連絡設備を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料 (2.1:P2-11-13~15)】</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、<b>非常用照明</b>、<b>直流照明兼非常用照明及び直流照明</b>を設置する設計とする。</p> <p><b>非常用照明</b>は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、<b>直流照明兼非常用照明</b>は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）、並びに<b>直流照明</b>は蓄電池（非常用）に接続し、<b>非常用ディーゼル発電機</b>からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料 (2.11 条-7~31)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.11 <b>安全避難通路等</b></p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び設計基準事故が発生した場合に用いる照明を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料 (2.11 条-7~31)】</p>	<p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、<b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>を設置する設計とする。</p> <p><b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>は<b>非常用低圧母線</b>に接続し、<b>ディーゼル発電機</b>からも電力を供給できる設計とする。  <b>無停電運転保安灯</b>は、専用の内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料 (2.1:P11 条-8~21)】</p> <p>(2) 安全設計方針</p> <p>1. 安全設計</p> <p>1.1 安全設計の方針</p> <p>1.1.1 安全設計の基本方針</p> <p>1.1.1.11 <b>避難通路, 照明, 通信連絡設備</b></p> <p>発電用原子炉施設には、標識を設置した安全避難通路、避難用及び事故対応用照明、<b>通信連絡設備</b>を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: center;">【説明資料 (2.1:P11 条-8~21)】</p>	<p>■設備の相違。                  (設備名：作業用照明)                  泊は、専用の内蔵蓄電池を備えた無停電運転保安灯により、全交流動力電源喪失時でも照明を確保する設計としている。                  女川は、作業用照明のうち非常用照明は内蔵蓄電池から受電、直流照明兼非常用照明及び直流照明はプラント設備の蓄電池から受電し、全交流電源喪失時でも照明を確保する設計としている。                  ・以降、同様の相違は相違理由の記載を省略する。                  ■設備名称の相違</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違。                  (女川に記載統一)</p> <p>【女川】                  ■記載範囲の相違。                  女川は通信連絡設備の該当条文中に記載している。                  泊は既許可記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>原子炉施設の建屋内には数箇所避難階段を設置し、それらに通じる避難通路を設ける。また、中央制御室、避難通路等には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に<b>作業用照明</b>を設置する設計とする。</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>発電用原子炉施設の建屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、<b>非常用ディーゼル発電機</b>又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、<b>非常用照明</b>、<b>直流照明兼非常用照明</b>及び<b>直流照明</b>を設置する。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要照明として、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p>	<p>(3) 適合性説明 (安全避難通路等)</p> <p>第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路</p> <p>二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項第1号について</p> <p>発電用原子炉施設の建屋内には避難通路を設ける。また、避難通路には必要に応じて、標識並びに非常灯及び誘導灯を設け、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる設計とする。</p> <p>第1項第2号について</p> <p>非常灯及び誘導灯は、<b>ディーゼル発電機</b>又は灯具に内蔵した蓄電池により、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない設計とする。</p> <p>第1項第3号について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、避難用の照明とは別に、<b>運転保安灯</b>及び<b>無停電運転保安灯</b>を設置する。</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要照明として、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p>	<p>■設備名称の相違。</p> <p>■設備の相違。 (設備名：作業用照明)</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違。 (女川実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>作業用照明は、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できるよう、専用の内蔵電池を備える。この作業用照明は、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルート（以下「中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等」という。）に設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、事務建屋）に配備する。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能である。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が常時滞滞している中央制御室等に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（3日以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p>	<p>非常用照明は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要となる操作を行う中央制御室外原子炉停止操作室等に設置する。</p> <p>また、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、非常用高圧母線又は非常用低圧母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>直流照明兼非常用照明又は直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び計測制御電源室等に設置する。</p> <p>直流照明兼非常用照明及び直流照明は、蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所、事務建屋）に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞滞している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.11条-7～31）】</p> <p>1.4 気象等 該当なし</p>	<p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室及び中央制御室で操作が困難な場合に必要となる操作を行う中央制御室外原子炉停止盤室に設置する。</p> <p>また、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるよう、非常用低圧母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とする。</p> <p>無停電運転保安灯は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室、安全補機開閉器室、主蒸気管室及びディーゼル発電機室に設置する。</p> <p>無停電運転保安灯は、専用の内蔵蓄電池を備える設計とし、ディーゼル発電機からも電力を供給する設計とするほか、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P11条-8～10）（2.2:P11条-11～19）】</p> <p>作業用照明は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行えるように非常灯と同等以上の照度を有する設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の可搬型照明保管場所への移動及び緊急時対策所指揮所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、作業開始前に準備可能な場所（緊急時対策所指揮所、総合管理事務所）に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞滞している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.1:P11条-8～21）】</p> <p>1.4 気象等 該当なし</p>	<p>■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■設備の相違。 （設備名：作業用照明）</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違。 （女川実績の反映）</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】 ■記載内容の相違。 （女川実績の反映）</p> <p>【大飯】 ■設備の相違。 大飯はディーゼル発電機の燃料を、燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料貯蔵タンクへ燃料輸送する際に可搬型照明を使用。女川と泊には同様の設備はない。</p> <p>【大飯】 ■項目番号の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.4 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉格納容器（アンユラス部を含む。）、原子炉補助建屋内、タービン建屋内及び水中照明設備（以下「建屋内等の照明設備」という。）へ給電する。</p> <p>中央制御室及び避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、避難通路を確保するために蓄電池内蔵型の非常灯及び誘導灯を設ける。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。作業用照明は、外部電源喪失及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。作業用照明の配置場所の概要については第10.11.1 図及び第10.11.2 図に示す。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>また、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P2-11-23, 24）】</p>	<p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、所内低圧系統より、原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、所内高圧系統より、緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。</p> <p>【説明資料（2.2:11 条-11～12）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。</p> <p>非常用照明は非常用高圧母線又は非常用低圧母線、直流照明兼非常用照明は非常用低圧母線及び蓄電池（非常用）並びに直流照明は蓄電池（非常用）に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p> <p>【説明資料（2.2:11 条-9～29）】</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>上記以外で、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.2:11 条-30～31）】</p>	<p>1.5 設備等（手順等含む）</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.11 安全避難通路等</p> <p>10.11.1 概要</p> <p>照明用電源は、常用低圧母線より、原子炉建屋内（原子炉格納施設、燃料取扱機を含む。）、原子炉補助建屋内、タービン建屋内及びディーゼル発電機建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、非常用低圧母線より、緊急時対策所指揮所内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用低圧母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合にはディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。</p> <p>【説明資料（2.2:P11 条-11～19）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる作業用照明として、運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する。</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は非常用低圧母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を給電できる設計とするとともに、無停電運転保安灯は専用の内蔵蓄電池を備える設計とする。</p> <p>【説明資料（2.2:P11 条 11～19）】</p> <p>また、作業場所までの移動等に必要な照明として内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>上記以外で、その他現場作業が必要となった場合を考慮し、内蔵電池を備える可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P11 条-20, 21）】</p>	<p>【大飯】  <span style="color: green;">■</span>項目番号の相違。</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。          （女川の記載に統一）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違。          設備構成の相違による電源構成の相違。</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。          （女川に記載統一）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違。          設備構成の相違による電源構成の相違。</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。          （女川に記載統一）</p> <p>【女川】  <span style="color: red;">■</span>設備の相違。          （設備名：作業用照明）  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。          （女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.11.2 設計方針                      安全避難通路は、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。                      【説明資料（2.1:P2-11-13～15）】</p> <p>10.11.3 主要設備                      10.11.3.1 照明設備                      照明用電源は、パワーセンタ、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び所内コントロールセンタから変圧器を通して、建屋内等の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室、避難通路等への非常用照明は、非常用母線から給電する。さらに、居室、避難通路に設置される非常灯及び誘導灯は、全交流動力電源喪失時に内蔵の蓄電池から給電する。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等に設置する。                      【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により30分間以上点灯を継続する。</p>	<p>10.11.2 設計方針                      安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。                      【説明資料（2.2:11条-11～12）（別紙1）】</p> <p>10.11.3 主要設備                      10.11.3.1 照明設備                      照明用電源は、モータコントロールセンタ等の所内低圧系統から原子炉建屋内、タービン建屋内及び制御建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、メタルクラッド開閉装置の所内高圧系統から緊急時対策建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、常用母線又は非常用母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合には非常用ディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。                      【説明資料（2.2:11条-11～12）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明を設置する。                      【説明資料（2.2:11条-9～29）】</p> <p>非常用照明は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用母線に接続し、非常用ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>10.11.2 設計方針                      安全避難通路には、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより、容易に識別できるように避難用照明を設置する。また、避難用照明は、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なうおそれがないようにする。さらに、設計基準事故が発生した場合に用いる照明（避難用の照明を除く。）及びその専用の電源を設ける。                      【説明資料（2.2:P11条-11～19）（別紙1）】</p> <p>10.11.3 主要設備                      10.11.3.1 照明設備                      照明用電源は、原子炉コントロールセンタ、タービンコントロールセンタ及び定検用コントロールセンタから原子炉建屋内、タービン建屋内及び原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内の照明設備へ給電する。</p> <p>また、メタルクラッド開閉装置の非常用低圧母線から緊急時対策所指揮所内の照明設備へ給電する。</p> <p>中央制御室及びその他必要な場所の非常灯及び誘導灯は、非常用低圧母線から給電するとともに、照明用の電源が喪失した場合にはディーゼル発電機又は内蔵蓄電池から給電する。                      【説明資料（2.2:11条-11～19）】</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に運転保安灯及び無停電運転保安灯を設置する。                      【説明資料（2.2:P11条-11～19）】</p> <p>運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外部電源喪失時にも必要な照明を確保できるように、非常用低圧母線に接続し、ディーゼル発電機からも電力を供給できる設計とする。</p>	<p>■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      （女川に記載統一）                      【女川】                      ■設備の相違。                      設備構成の相違による電源構成の相違。                      【女川】                      ■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      （女川に記載統一）                      【女川】                      ■設備の相違。                      設備構成の相違による電源構成の相違。                      ■設備名称の相違                      【大飯】                      ■記載方針の相違。                      （女川に記載統一）                      【女川】                      ■設備の相違。                      （設備名：作業用照明）</p> <p>【大飯】                      ■記載方針の相違。                      （女川に記載統一）                      【女川】                      ■設備の相違。                      （設備名：作業用照明）                      ■設備名称の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>この作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等の照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.2:P2-11-16～22）】</p> <p>また、設計基準事故に対応するための操作が必要な場所は、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合の対応を考慮し、初動操作に対応する運転員が滞在する中央制御室、タービン動補助給水ポンプ室、事務所に懐中電灯等の可搬型照明を配備する。</p> <p>【説明資料（2.3:P2-11-23,24）】</p> <p>外部電源喪失時、ディーゼル発電機が長時間連続運転を行う場合において、夜間におけるタンクローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を実施する場合、ヘッドライト等の可搬型照明、タンクローリーの前照灯等を使用する。これらの可搬型照明は、発電所構内の所定の場所に保管し、輸送開始が必要となる時間（3日以内）までに十分準備できるものとする。</p> <p>【説明資料（2.1:P2-11-13～15）（2.3:P2-11-23,24）】</p>	<p>直流照明兼非常用照明及び直流照明は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能なように蓄電池（非常用）からの電力を供給できる設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は非常用低圧母線からの給電により充電状態で待機する設計とする。</p> <p>これらの作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる場所及びアクセスルートの照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、緊急時対策所における全交流動力電源喪失時における緊急時対策所の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、以下のとおりに配備する。</p> <p>（1）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が持参し、作業開始前に準備可能なように事務建屋に配備する。</p> <p>（2）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保するために、事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.2:11条-30～31）】</p>	<p>無停電運転保安灯は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間、点灯可能なように専用の内蔵蓄電池からの電力を供給できる設計とする。</p> <p>専用の内蔵蓄電池は、非常用低圧母線からの給電により充電状態で待機する設計とする。</p> <p>これらの作業用照明により、設計基準事故で操作が必要となる場所及びアクセスルートの照明を確保でき、昼夜、場所を問わず作業が可能な設計とする。</p> <p>可搬型照明は、内蔵電池にて点灯可能な設計とし、緊急時対策所指揮所における全交流動力電源喪失時の作業に必要な照度を確保できる設計とする。</p> <p>可搬型照明は、以下のとおりに配備する。</p> <p>（1）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保するために、災害対策本部要員及び災害対策要員が持参し、作業開始前に準備可能なように総合管理事務所に配備する。</p> <p>（2）全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の照度を確保するために、事故対応時に災害対策本部要員及び災害対策要員が滞在する緊急時対策所指揮所に配備する。</p> <p>上記以外の設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明を設置することにより作業が可能であるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、初動操作に対応する運転員が常時滞在している中央制御室に配備する可搬型照明（内蔵電池にて点灯可能な懐中電灯等）を活用する。</p> <p>【説明資料（2.3:P11条-20,21）】</p>	<p>【大飯】  <span style="color:blue">■</span>記載内容の相違。                      （女川実績の反映）                      【女川】  <span style="color:red">■</span>設備の相違。                      （設備名：作業用照明）                      [ ]                      [ ]</p> <p>【大飯】  <span style="color:blue">■</span>記載方針の相違。                      （女川に記載統一）</p> <p>【大飯】  <span style="color:blue">■</span>記載内容の相違。                      （女川実績の反映）  <span style="color:green">■</span>設備名称の相違。</p> <p><span style="color:green">■</span>要員名称の相違。</p> <p><span style="color:green">■</span>設備名称の相違。  <span style="color:green">■</span>要員名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color:blue">■</span>記載方針の相違。                      （女川に記載統一）</p> <p>【大飯】  <span style="color:red">■</span>設備の相違。                      大飯はディーゼル発電機の燃料を、燃料油貯蔵タンクと重油タンクに分けて貯蔵し、重油タンクから燃料貯蔵タンクに燃料を輸送するために可搬型照明を使用。                      女川と泊には同様の設備はない。</p>

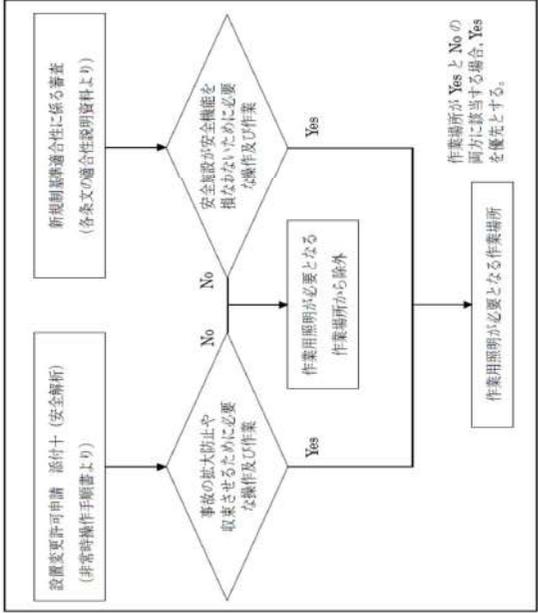
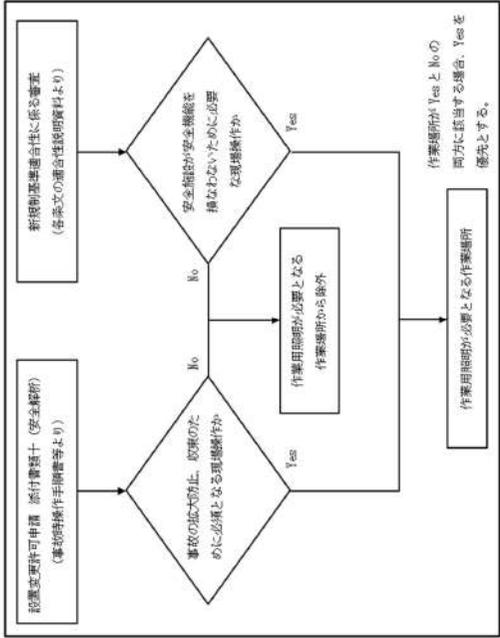
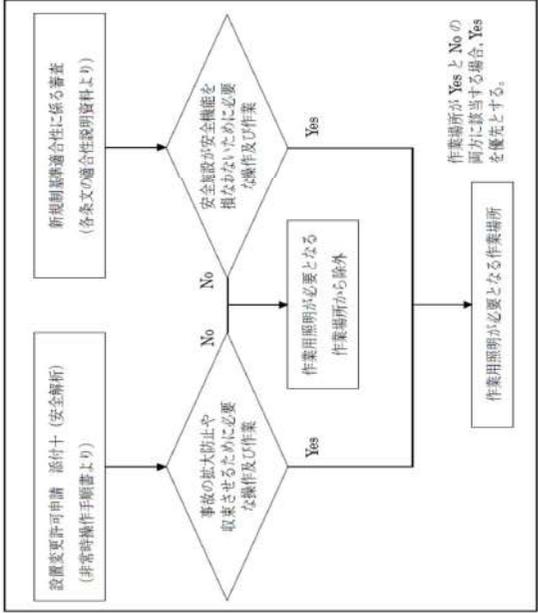
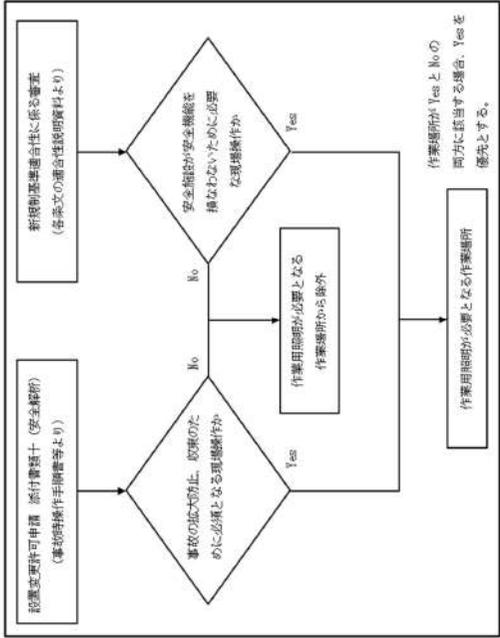
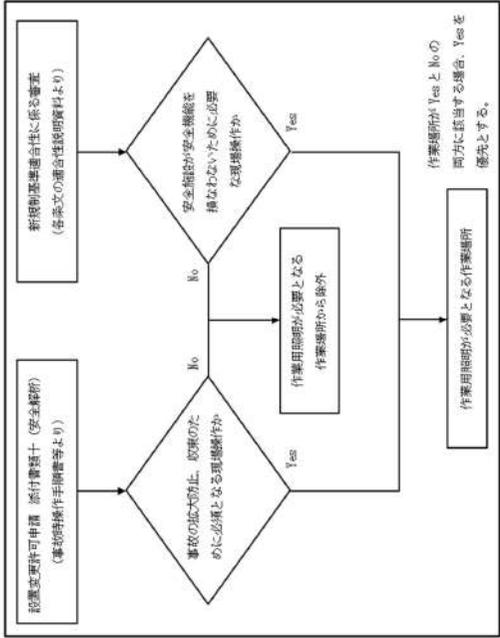
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10.11.4手順等</p> <p>(1) 可搬型照明は、定められた箇所に保管し、必要時、迅速に使用できるよう必要数を保管管理する。</p> <p>(2) 可搬型照明及び作業用照明に要求される機能を維持するため、適切に保守管理を実施するとともに、故障時においては補修を行う。</p> <p>(3) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(4) 可搬型照明の使用等に関する教育・訓練を行う。</p> <p style="text-align: right;">【説明資料（P2-11-41～43）】</p>	<p>10.11.4 手順等</p> <p>安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め適切な管理を行う。</p> <p>(1) 非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明は、外観検査及び性能検査を行う。</p> <p>(2) 可搬型照明は、緊急時対策所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。</p> <p>(3) 可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p>	<p>10.11.4 手順等</p> <p>安全避難通路等は、以下の内容を含む手順を定め適切な管理を行う。</p> <p>(1) 運転保安灯及び無停電運転保安灯は、外観検査及び性能検査を行う。</p> <p>(2) 可搬型照明は、緊急時対策所指揮所及び万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった時に迅速に使用できるよう、必要数及び保管場所を定める。</p> <p>(3) 可搬型照明は、員数確認及び点灯確認を行う。</p> <p>(4) 作業用照明に係る保守管理に関する教育を行う。</p> <p>(5) 可搬型照明の使用に関する教育・訓練を行う。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違。 (女川実績の反映)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違。 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。 (設備名：作業用照明)</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違。 (女川実績の反映)</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載内容の相違。 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載の充実。 (大飯参照)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載の充実。 (大飯参照)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>別添資料1</p> <p>大飯発電所3号及び4号炉</p> <p>設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>1. 設計基準事故と事故対応に必要な作業場所について</p> <p>原子炉設置許可申請書の添付書類十の安全評価における「運転時の異常な過渡変化」及び「事故」について、事故対応に必要な運転員の操作ならびに作業場所について表1-1、表1-2に整理した。</p> <p>表1-1、1-2より設計基準事故発生時に、運転員が事故対応のための作業が生じる場合は、原子炉冷却材喪失等における中央制御室での原子炉停止・冷却操作及び蒸気発生器伝熱管破損における伝熱管破損側蒸気発生器の主蒸気隔離弁の増し締め操作（主蒸気・主給水管室）であることから、設置許可基準規則第11条3号における設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）は、中央制御室以外では主蒸気・主給水管室及び中央制御室からのアクセスルートが該当する（「表1 作業用照明の主な設置箇所」の下線部）。</p> <p>また、上記の場所に加えて、プラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室ならびに安全系の計装盤等が配置されている1次系継電器室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室、ディーゼル発電機室、全交流動力電源喪失発生時におけるプラント冷却操作に必要なタービン動補助給水ポンプ室及びこれらへのアクセスルートに作業用照明を設置する設計としており、上記の設計基準事故が発生した場合に用いる照明（作業用照明）の設置範囲より拡大して設置する方針としている。</p> <p>なお、これらの設計には、設置許可基準規則第10条第2項で想定する現場操作箇所も含まれている。</p> <th data-bbox="696 106 1326 1474"> <p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所及び、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出し、第2.1-1表のとおり、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、現場機器室、緊急時対策所及び現場機器室へのアクセスルートに、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p>  <p>第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p> <th data-bbox="1326 106 1955 1474"> <p>泊発電所3号炉</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所及び、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出した結果を、第2.1-1表に示す。</p> <p>発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、安全補機開閉器室、主蒸気管室、ディーゼル発電機室、中央制御室外原子炉停止盤室及びこれらへのアクセスルート並びに緊急時対策所指揮所に、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>第2.1-2図に、作業用照明設置場所の概要図を示す。</p>  <p>第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p> <th data-bbox="1955 106 2172 1474"> <p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違。              （女川に記載統一）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■情報の充実。              （図の充実）</p> </th></th></th>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所及び、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出し、第2.1-1表のとおり、発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、現場機器室、緊急時対策所及び現場機器室へのアクセスルートに、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p>  <p>第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p> <th data-bbox="1326 106 1955 1474"> <p>泊発電所3号炉</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所及び、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出した結果を、第2.1-1表に示す。</p> <p>発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、安全補機開閉器室、主蒸気管室、ディーゼル発電機室、中央制御室外原子炉停止盤室及びこれらへのアクセスルート並びに緊急時対策所指揮所に、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>第2.1-2図に、作業用照明設置場所の概要図を示す。</p>  <p>第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p> <th data-bbox="1955 106 2172 1474"> <p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違。              （女川に記載統一）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■情報の充実。              （図の充実）</p> </th></th>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>2. 追加要求事項に対する適合方針</p> <p>2.1 設計基準事故対策のための作業場所の抽出</p> <p>設計基準事故が発生した場合に事故の拡大防止、収束させるために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所及び、安全施設が安全機能を損なわないために必要な操作及び作業時に用いる作業用照明が必要となる作業場所を第2.1-1図のとおり抽出した結果を、第2.1-1表に示す。</p> <p>発電用原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作が必要となる中央制御室、安全補機開閉器室、主蒸気管室、ディーゼル発電機室、中央制御室外原子炉停止盤室及びこれらへのアクセスルート並びに緊急時対策所指揮所に、避難用の照明とは別に作業用照明を設置する設計とする。</p> <p>第2.1-2図に、作業用照明設置場所の概要図を示す。</p>  <p>第2.1-1図 作業用照明が必要となる作業場所の抽出フロー</p> <th data-bbox="1955 106 2172 1474"> <p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違。              （女川に記載統一）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■情報の充実。              （図の充実）</p> </th>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違。              （女川に記載統一）</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違。</p> <p>■情報の充実。              （図の充実）</p>
---	--	--	---

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>表1-1 「運転時の異常な過渡変化」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>炉内反応度又は出力分布の異常な変化</td> <td>原子炉起動時に原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>出力運転中の制御棒の異常な引き抜き</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>制御棒の落下及び不整合</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材中のほう素の異常な変化</td> <td>運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>炉心内の熱発生の異常な変化</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>熱除去の異常な変化</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	炉内反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時に原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室	炉心内の熱発生の異常な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	熱除去の異常な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室	外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			<p>■記載内容の相違。                  女川と泊は、別紙2（現場操作の確認結果について）に記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																									
炉内反応度又は出力分布の異常な変化	原子炉起動時に原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									
出力運転中の制御棒の異常な引き抜き	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、DNBRが許容限界値を下回る前に、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									
制御棒の落下及び不整合	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									
原子炉冷却材中のほう素の異常な変化	運転員の操作又は原子炉トリップにより安全に終了できる。	中央制御室																									
炉心内の熱発生の異常な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									
熱除去の異常な変化	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									
外部電源喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水系、主蒸気逃がし弁及び主蒸気安全弁の作動により、原子炉自動停止後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	項目	事故対応に必要な操作	作業場所			
	主給水流量喪失	原子炉保護設備により原子炉は自動停止する。また、補助給水ポンプが自動起動して蒸気発生器2次側に給水し、原子炉トリップ後の原子炉の崩壊熱及びその他の残留熱を除去でき、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			
	蒸気負荷の異常な増加	手動による原子炉停止後、高温停止状態に移行し、2次側による冷却操作等により、原子炉は冷態停止状態に移行することができる。	中央制御室			
	2次冷却系の異常な減圧	非常用炉心冷却設備の作動により、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			
	蒸気発生器への過剰給水	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			
原子炉冷却材圧力又は原子炉冷却材保有量の異常な変化	負荷の喪失	主蒸気安全弁が動作して1次冷却系の冷却を確保するとともに、原子炉は「原子炉圧力高」、「加圧器水位高」、「過大温度ΔT高」等の信号により自動停止し、この過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			
	原子炉冷却材系の異常な減圧	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、過渡変化は安全に終了できる。	中央制御室			
<p>■記載内容の相違。                  女川と泊は、別紙2（現場操作の確認結果について）に記載。</p>						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">表1-2「事故」における運転員の操作ならびに作業場所</p> <table border="1" data-bbox="94 172 667 826"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化</td> <td>1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材流量喪失</td> <td>炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材ポンプの軸固着</td> <td>原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>	項目	事故対応に必要な操作	作業場所	原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室	原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室			<p>■記載内容の相違。                  女川と泊は、別紙2（現場操作の確認結果について）に記載。</p>
項目	事故対応に必要な操作	作業場所													
原子炉冷却材の喪失又は炉心冷却状態の著しい変化	1次冷却材の流出量の少ない場合には、充てんポンプによる1次冷却材の補給で、加圧器水位を維持しながら、通常の原子炉停止操作をとることができる。1次冷却材の流出量が充てんポンプの補給量を上回る場合には、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、非常用炉心冷却設備の作動により、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。また、原子炉格納容器スプレイ設備の作動により原子炉格納容器内は減圧され、原子炉格納容器に損傷を与えることなく事故は終止できる。	中央制御室													
原子炉冷却材流量喪失	炉心損傷のおそれのない低出力時以外は、原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は安全に終止できる。	中央制御室													
原子炉冷却材ポンプの軸固着	原子炉保護設備により自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
反応度の異常な投入又は原子炉出力の急激な変化	項目	事故対応に必要な操作	作業場所			■記載内容の相違。 女川と泊は、別紙2（現場操作の確認結果について）に記載。
	主給水管破断	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、健全側の蒸気発生器へ補助給水を供給することによって1次冷却系を冷却することができる。さらに、加圧器安全弁の動作により原子炉圧力の上昇を抑制することができるので、炉心に過度の損傷を与えることなく、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性が損なわれることもなく事故は安全に終止できる。	中央制御室			
	主蒸気管破断	非常用炉心冷却設備の作動により、原子炉は再び臨界未満となり安全に保たれる。	中央制御室			
	制御棒飛び出し	原子炉保護設備により原子炉は自動停止し、事故は炉心に過度の損傷を与えることなく終止できる。	中央制御室			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蒸気発生器伝熱管破損</td> <td>破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。                      なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。</td> <td>中央制御室 主蒸気・主給水管室</td> </tr> <tr> <td>燃料集合体の落下</td> <td>使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。                      なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材喪失</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>				項目	事故対応に必要な操作	作業場所	蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室	燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室	原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室									<p>■記載内容の相違。                      女川と泊は、別紙2（現場操作の確認結果について）に記載。</p>			
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																									
蒸気発生器伝熱管破損	破損側蒸気発生器につながる主蒸気隔離弁等の閉止操作を行い、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁及び加圧器逃がし弁を操作することにより、1次冷却系は早期に冷却及び減圧され、2次側への1次冷却材の流出を停止させることにより放射性物質の環境への放出を抑えることができる。その後、さらに健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁又はタービンバイパス系による1次冷却系の冷却及び減圧を継続することにより、事故は終止できる。 なお、主蒸気隔離弁の閉止機能の信頼性向上を図るため、閉弁操作後現場で同弁を増締めし、閉止することができるように設計している。	中央制御室 主蒸気・主給水管室																									
燃料集合体の落下	使用済燃料ピット付近のエリアモニタで検知し、警報を発信する設計としている。 なお、燃料集合体の落下を仮定した場合、核分裂生成物の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えることはない。	中央制御室																									
原子炉冷却材喪失	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>事故対応に必要な操作</th> <th>作業場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御棒飛び出し</td> <td>上記、「制御棒飛び出し」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化</td> <td>上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。</td> <td>中央制御室</td> </tr> </tbody> </table>				項目	事故対応に必要な操作	作業場所	制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室	原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室															
項目	事故対応に必要な操作	作業場所																									
制御棒飛び出し	上記、「制御棒飛び出し」と同じ。	中央制御室																									
原子炉格納容器内圧力、雰囲気等の異常な変化	上記、「原子炉冷却材喪失」と同じ。	中央制御室																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>表1 作業用照明の主な設置箇所（※まとめ資料に記載している表1を再掲）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機閉閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機閉閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機閉閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機閉閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路	<p>第2.1-1表 作業用照明が必要となる作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>作業用照明が必要となる作業場所 ( )内は動線上の必要となる作業用照明設置箇所 2号炉の建屋の頁番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作</td> <td>&lt;発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故&gt; ・中央制御室<sup>※1</sup> (1)</td> </tr> <tr> <td>②設計基準事故発生時に必要な操作</td> <td>&lt;設計基準事故発生時に必要な操作&gt; ・中央制御室<sup>※1</sup> (1)</td> </tr> <tr> <td>③第八条（火災による損害の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室</td> <td>&lt;残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作&gt; ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)</td> </tr> <tr> <td>④第九条（溢水による損害の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室</td> <td>&lt;原子炉保護系電源「断」操作&gt; ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) &lt;中央制御室外原子炉停止操作&gt; ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) &lt;中央制御室外気取入ダンプの開操作&gt; ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)</td> </tr> <tr> <td>⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室</td> <td>&lt;想定破損時の系統切替操作&gt; ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)</td> </tr> <tr> <td>⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室</td> <td>&lt;残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作&gt; ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)</td> </tr> <tr> <td>⑦第二十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所</td> <td>&lt;非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作&gt; ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) &lt;交流電源喪失時における負荷抑制操作&gt; ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)</td> </tr> <tr> <td>⑧中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート</td> <td>&lt;中央制御室外原子炉停止操作&gt; ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)</td> </tr> <tr> <td>⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート</td> <td>・緊急時対策所<sup>※2</sup> (緊急時対策建屋 1,2,3)</td> </tr> <tr> <td>⑩中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート</td> <td>・通路 (1~13)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 必要な運転操作を別紙2に示す          ※2 屋外からの動線は、「技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項（保管場所アクセスルート） 補足資料10」参照</p>	選定項目	作業用照明が必要となる作業場所 ( )内は動線上の必要となる作業用照明設置箇所 2号炉の建屋の頁番号	①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 <sup>※1</sup> (1)	②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 <sup>※1</sup> (1)	③第八条（火災による損害の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)	④第九条（溢水による損害の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) <中央制御室外気取入ダンプの開操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)	⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室	<想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)	⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)	⑦第二十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	<非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)	⑧中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)	⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・緊急時対策所 <sup>※2</sup> (緊急時対策建屋 1,2,3)	⑩中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・通路 (1~13)	<p>第2.1-1表 作業用照明が必要となる作業場所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>作業用照明が必要となる作業場所 動線上の必要となる作業用照明の設置場所は、第2.1-2図参照</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作</td> <td>&lt;発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故&gt; ・中央制御室<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>②設計基準事故発生時に必要な操作</td> <td>&lt;設計基準事故発生時に必要な操作&gt; ・中央制御室<sup>※1</sup> &lt;蒸気発生器伝熱管破損時における主蒸気隔離弁増し締め操作&gt; ・主蒸気管室<sup>※1</sup> &lt;2次冷却系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作&gt; ・主蒸気管室 &lt;代替非常用発電機からの給電操作&gt; ・安全補機閉閉器室</td> </tr> <tr> <td>③第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場操作場所</td> <td>&lt;ディーゼル発電機復旧操作&gt; ・ディーゼル発電機室 &lt;全交流動力電源喪失時における負荷抑制操作&gt; ・安全補機閉閉器室</td> </tr> <tr> <td>④第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室待避事象時に必要な操作を実施する現場操作場所</td> <td>&lt;中央制御室外原子炉停止操作&gt; ・中央制御室外原子炉停止盤室</td> </tr> <tr> <td>⑤第三十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所</td> <td>・緊急時対策所指図書<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>⑥中央制御室から現場操作場所までの建屋内アクセスルート</td> <td>・通路</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 必要な運転操作を別紙2に示す。          ※2 屋外からの動線は、「技術的能力1.0 重大事故等対策における共通事項（保管場所アクセスルート） 補足資料10」参照</p>	選定項目	作業用照明が必要となる作業場所 動線上の必要となる作業用照明の設置場所は、第2.1-2図参照	①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 <sup>※1</sup>	②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 <sup>※1</sup> <蒸気発生器伝熱管破損時における主蒸気隔離弁増し締め操作> ・主蒸気管室 <sup>※1</sup> <2次冷却系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作> ・主蒸気管室 <代替非常用発電機からの給電操作> ・安全補機閉閉器室	③第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場操作場所	<ディーゼル発電機復旧操作> ・ディーゼル発電機室 <全交流動力電源喪失時における負荷抑制操作> ・安全補機閉閉器室	④第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室待避事象時に必要な操作を実施する現場操作場所	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止盤室	⑤第三十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	・緊急時対策所指図書 <sup>※2</sup>	⑥中央制御室から現場操作場所までの建屋内アクセスルート	・通路	<p>【大飯】          ■記載内容の相違。          （女川実績の反映）          【女川】          ■設備の相違。          炉型の違いによる必要な作業場所抽出結果の相違であるが、抽出の考え方は第2.1-1図のとおり同様。</p>
選定項目	設置箇所																																																		
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）																																																		
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤																																																		
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機閉閉器室）																																																		
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機閉閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）																																																		
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路																																																		
選定項目	作業用照明が必要となる作業場所 ( )内は動線上の必要となる作業用照明設置箇所 2号炉の建屋の頁番号																																																		
①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 <sup>※1</sup> (1)																																																		
②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 <sup>※1</sup> (1)																																																		
③第八条（火災による損害の防止）：内部火災発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・区分Ⅰ非常用電気品室 (1,7,9,11) ・区分Ⅱ非常用MCC室 (1,7,9,11) ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)																																																		
④第九条（溢水による損害の防止等）：内部溢水発生時に必要な操作を実施する現場機器室	<原子炉保護系電源「断」操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) <中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4) <中央制御室外気取入ダンプの開操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4) ・空調機械（A）室 (1,2,3,4,5)																																																		
⑤第十二条（安全施設）：静的機器の単一故障発生時に必要な操作及び復旧作業を実施する現場機器室	<想定破損時の系統切替操作> ・原子炉建屋地上1階通路 (1,2,3,6,9) ・RHRポンプ（A）、（B）室 (1,2,3,6,9,11,12,13) ・A、B系ベネバルブ室 (1,2,3,6,9,10) ・RHR熱交換器（A）、（B）室 (1,2,3,6,9) ・上部トラス室 (1,2,3,6,9,11,12) ・燃料プール冷却浄化系熱交換器上室 (1,2,3,6,9,8)																																																		
⑥第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場機器室	<残留熱除去系停止時冷却モード吸込ラインの開操作> ・トラス室 (1,2,3,6,9,11,12)																																																		
⑦第二十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	<非常用ディーゼル発電機の起動失敗確認及び現場盤での起動操作> ・非常用ディーゼル発電機（A）、（B）室 (1,7,9) ・区分Ⅰ及び区分Ⅱ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室 (1,7,9) ・区分Ⅲ非常用D/G制御盤室 (1,7,9) <交流電源喪失時における負荷抑制操作> ・計測制御電源（A）、（B）室 (1,2,3,4)																																																		
⑧中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止操作室 (1,2,3,4)																																																		
⑨中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・緊急時対策所 <sup>※2</sup> (緊急時対策建屋 1,2,3)																																																		
⑩中央制御室から現場機器室までの建屋内アクセスルート	・通路 (1~13)																																																		
選定項目	作業用照明が必要となる作業場所 動線上の必要となる作業用照明の設置場所は、第2.1-2図参照																																																		
①原子炉の停止、停止後の冷却及び監視等の操作	<発電用原子炉設置変更許可申請書 添付資料十に示す事故> ・中央制御室 <sup>※1</sup>																																																		
②設計基準事故発生時に必要な操作	<設計基準事故発生時に必要な操作> ・中央制御室 <sup>※1</sup> <蒸気発生器伝熱管破損時における主蒸気隔離弁増し締め操作> ・主蒸気管室 <sup>※1</sup> <2次冷却系強制冷却のための主蒸気逃がし弁操作> ・主蒸気管室 <代替非常用発電機からの給電操作> ・安全補機閉閉器室																																																		
③第十四条（全交流動力電源喪失対策設備）：全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始される前までに必要な操作を実施する現場操作場所	<ディーゼル発電機復旧操作> ・ディーゼル発電機室 <全交流動力電源喪失時における負荷抑制操作> ・安全補機閉閉器室																																																		
④第二十六条（原子炉制御室等）：中央制御室待避事象時に必要な操作を実施する現場操作場所	<中央制御室外原子炉停止操作> ・中央制御室外原子炉停止盤室																																																		
⑤第三十四条（緊急時対策所）： ②～④に対処するために必要な指示を実施する緊急時対策所	・緊急時対策所指図書 <sup>※2</sup>																																																		
⑥中央制御室から現場操作場所までの建屋内アクセスルート	・通路																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 188 660 1050" style="border: 1px solid black; height: 540px; width: 247px;"></div> <div data-bbox="181 1066 560 1091" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第10.11.1図 作業用照明配置図(1階から3階)</div> <div data-bbox="114 1107 656 1131" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>		<div data-bbox="1346 181 1935 986" style="border: 1px solid black; height: 504px; width: 263px;"></div> <div data-bbox="1496 991 1771 1011" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">第2.1-2図 作業用照明設置場所の概要図</div> <div data-bbox="1346 1018 1935 1050" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載の充実。 (大飯参照) 泊は抽出した作業場所までのアクセスルート概要図として記載した。</li> <li>【大飯】</li> <li>■設備の相違。 設備構成の相違による作業場所、アクセスルートの相違。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

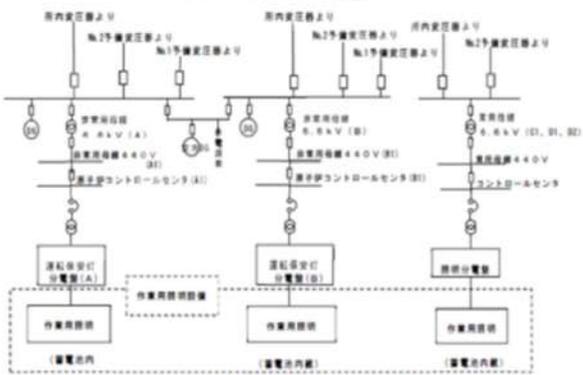
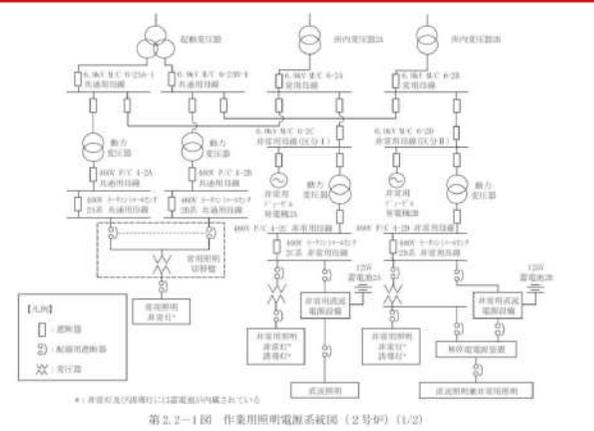
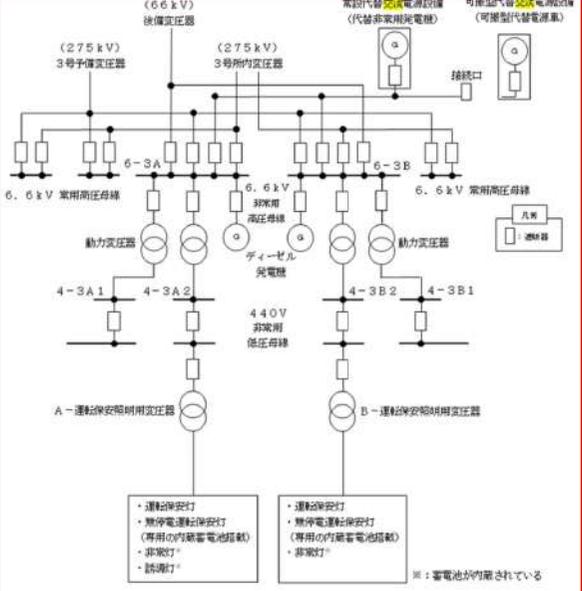
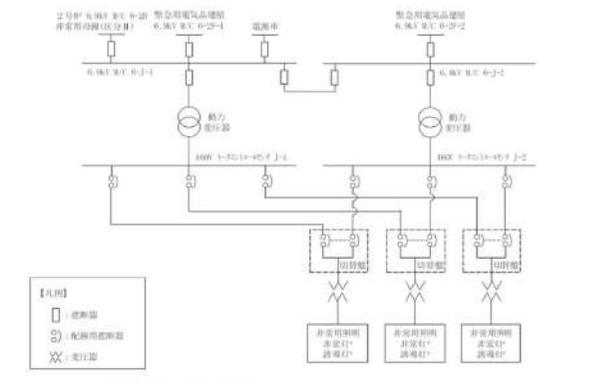
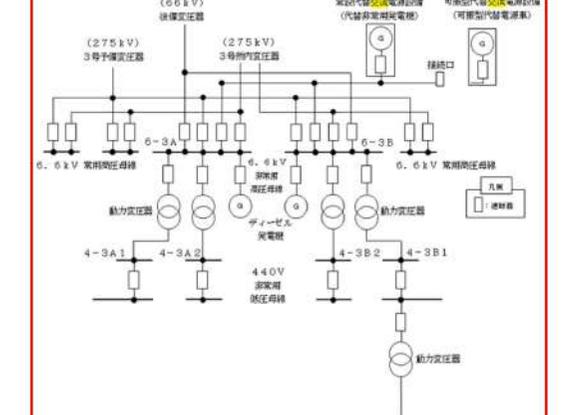
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="100 183 656 973" style="border: 2px solid black; height: 495px; width: 248px;"></div> <div data-bbox="147 981 577 1029" style="border: 1px solid red; padding: 2px;">                     第10.11.2図 作業用照明配置図（4階から5階）                 </div> <div data-bbox="107 1045 660 1077" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。                 </div>			<p>【大飯】</p> <p>■設備の相違。                      設備構成の相違による作業場所、アクセスルート                      の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p>2.2 作業用照明について</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。作業用照明装置は図1の通り。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電する。電源の系統図は図2の通り。また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続できる。</p> <p>この蓄電池内蔵の作業用照明は、図3の作業用照明配置図のようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室等、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある主蒸気・主給水管室等、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補機開閉器室等及びこれらへのアクセスルートに設置することにより、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>なお、作業用照明は定期的な点検や交換を行うことにより、必要な機能を維持する。</p>	<p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>作業用照明として、<b>非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明</b>を設置する設計とする。（第2.2-1表）</p> <p><b>非常用照明</b>は、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、<b>非常用ディーゼル発電機</b>から電力を供給する設計とする。</p> <p>また、<b>非常用照明</b>は、外部電源喪失により常用照明が停電した場合においても適切な運転操作が可能となるように、中央制御室、原子炉建屋各階等に設置する設計とする。</p> <p>なお、外部電源喪失時に、確認、操作が必要となる<b>計測制御電源室</b>、非常用電源の供給元となる<b>非常用ディーゼル発電機室（高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機室を含む）</b>及び<b>蓄電池室</b>については、<b>非常用照明</b>を主な照明とする。</p> <p><b>直流照明兼非常用照明又は直流照明</b>は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室及び<b>現場機器室</b>に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始される前まで（約15分間に余裕を考慮し24時間）においても点灯できるように<b>蓄電池（非常用）</b>から電力を供給できる設計とする。</p> <p><b>非常用照明、直流照明兼非常用照明</b>は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行える照度を有する設計とする。また、<b>直流照明</b>は中央制御室の<b>直流照明兼非常用照明</b>が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能な照度を有する設計とする。</p> <p><b>非常用照明、直流照明兼非常用照明及び直流照明</b>は、建築基準法施行令第126条の五に準拠した非常灯と同等以上の照度*を有する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="719 991 1290 1350"> <caption>第2.2-1表 作業用照明の種類、給電元及び設置場所について</caption> <thead> <tr> <th>照明の種類</th> <th>給電元</th> <th>設置場所</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)</td> <td>共通用低圧母線</td> <td>現場機器室 アクセスルート</td> <td>通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)</td> <td>非常用低圧母線 (所内低圧系統)</td> <td>中央制御室 現場機器室 アクセスルート</td> <td>常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 (所内高圧系統)</td> <td>緊急時対策棟</td> <td>緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">直流照明兼非常用照明【作業用照明】</td> <td>非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)</td> <td>中央制御室 現場機器室</td> <td>全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)</td> <td>中央制御室</td> <td>直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>*建築基準法施行令第126条の五で定められている照度は1 lx以上</p> <p>第2.2-1図に作業用照明電源系統図、第2.2-2図に作業用照明装置、第2.2-3図に作業用照明配置図を示す。</p>	照明の種類	給電元	設置場所	用途	常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置	非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	非常用低圧母線 (所内低圧系統)	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	非常用高圧母線 (所内高圧系統)	緊急時対策棟	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置	直流照明兼非常用照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置	<p>2.2 作業用照明の設計方針</p> <p>作業用照明として、<b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>を設置する設計とする（第2.2-1表）。</p> <p><b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>は、外部電源喪失時にも必要な照明が確保できるよう、<b>ディーゼル発電機</b>から電力を供給する設計とする。</p> <p>また、<b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>は、外部電源喪失により常用照明が停電した場合においても適切な運転操作が可能となるように、中央制御室、原子炉建屋各階等に設置する設計とする。</p> <p>なお、外部電源喪失時に、確認、操作が必要となる<b>安全補機開閉器室</b>、非常用電源の供給元となる<b>ディーゼル発電機室</b>については、<b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>を主な照明とする。</p> <p><b>無停電運転保安灯</b>は、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替<b>交流</b>電源設備から開始される前までに必要な操作を実施する中央制御室、<b>安全補機開閉器室</b>、<b>主蒸気管室</b>及び<b>ディーゼル発電機室</b>に設置し、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替<b>交流</b>電源設備から開始される前まで（約25分間を満足する<b>4時間以上</b>）においても点灯できるように<b>専用の内蔵蓄電池</b>から電力を供給できる設計とする。</p> <p><b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>は、設計基準事故が発生した場合に必要な操作が行える照度を有する設計とする。また、<b>無停電運転保安灯</b>は中央制御室の<b>運転保安灯</b>が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能な照度を有する設計とする。</p> <p><b>運転保安灯及び無停電運転保安灯</b>は、建築基準法施行令第126条の五に準拠した非常灯と同等以上の照度*を有する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="1368 991 1906 1334"> <caption>第2.2-1表 作業用照明の種類、給電元及び設置場所について</caption> <thead> <tr> <th>照明の種類</th> <th>給電元</th> <th>設置場所</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転保安灯 (蛍光灯)</td> <td>非常用低圧母線</td> <td>中央制御室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート</td> <td>外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置</td> </tr> <tr> <td>無停電運転保安灯 (蛍光灯)</td> <td>非常用低圧母線 専用の内蔵蓄電池</td> <td>中央制御室 主蒸気管室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート 緊急時対策所指揮所</td> <td>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>*建築基準法施行令第126条の五で定められている照度は1 lx以上</p> <p>なお、作業用照明は定期的な点検や交換を行うことにより、必要な機能を維持する。</p> <p>第2.2-1図に作業用照明電源系統図、第2.2-2図に作業用照明装置、第2.2-3図に作業用照明配置図を示す。</p>	照明の種類	給電元	設置場所	用途	運転保安灯 (蛍光灯)	非常用低圧母線	中央制御室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート	外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置	無停電運転保安灯 (蛍光灯)	非常用低圧母線 専用の内蔵蓄電池	中央制御室 主蒸気管室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート 緊急時対策所指揮所	外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置	<p>【大飯】          ■記載方針の相違。          (女川に記載統一)</p> <p>【女川】          ■設備の相違。          (設備名：作業用照明)          ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】          ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】          ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】          ■設備の相違。          泊は常設代替<b>交流</b>電源設備(代替非常用発電機)から供給される25分間については、保安電源設備の該当条文中に記載。          無停電運転保安灯の内蔵蓄電池は、<b>4時間以上</b>のものを設置する。</p> <p>【女川】          ■設備の相違。          設備配置の相違によるものだが、作業用照明を設置する方針に相違はない。</p> <p>【女川】          ■記載の充実。          (大飯参照)</p>
照明の種類	給電元	設置場所	用途																																		
常用照明 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	共通用低圧母線	現場機器室 アクセスルート	通常運転・定期検査時に必要な照度を得るために設置																																		
非常用照明【作業用照明】 (蛍光灯、白熱灯、水銀灯)	非常用低圧母線 (所内低圧系統)	中央制御室 現場機器室 アクセスルート	常用電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																																		
	非常用高圧母線 (所内高圧系統)	緊急時対策棟	緊急時対策所の運用に必要な照度を得るために設置																																		
直流照明兼非常用照明【作業用照明】	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分II)) (125V蓄電池2B)	中央制御室 現場機器室	全交流動力電源喪失時に運転操作に必要な照度を得るために設置																																		
	非常用直流電源設備 (非常用低圧母線(区分I)) (125V蓄電池2A)	中央制御室	直流照明兼非常用照明が機能喪失した場合に可搬型照明保管場所まで移動可能とするために設置																																		
照明の種類	給電元	設置場所	用途																																		
運転保安灯 (蛍光灯)	非常用低圧母線	中央制御室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート	外部電源喪失時における運転操作に必要な照度を得るために設置																																		
無停電運転保安灯 (蛍光灯)	非常用低圧母線 専用の内蔵蓄電池	中央制御室 主蒸気管室 安全補機開閉器室 ディーゼル発電機室 アクセスルート 緊急時対策所指揮所	外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時に必要な照度を得るために設置																																		

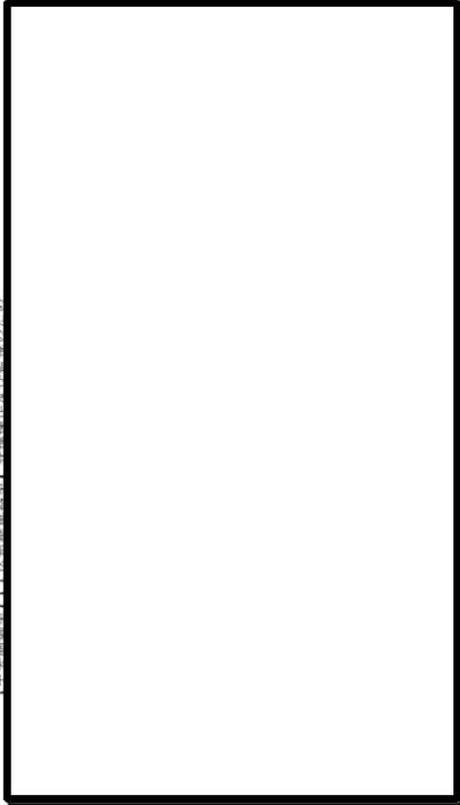
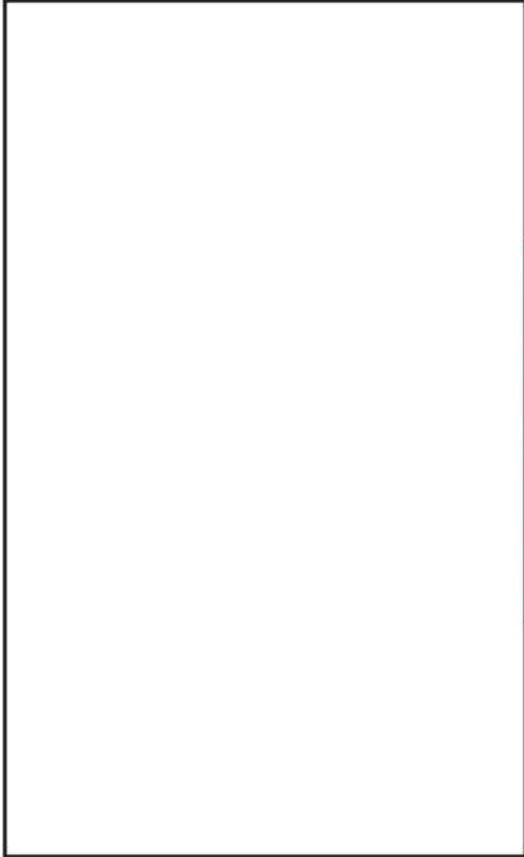
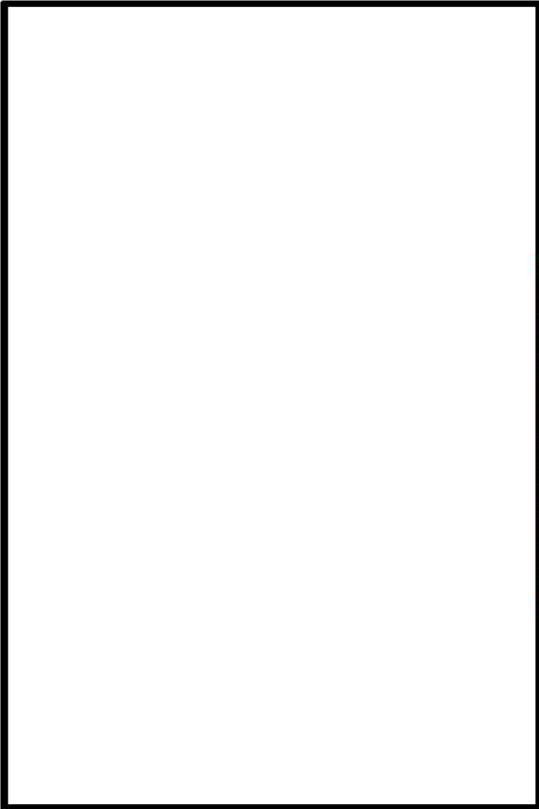
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2 作業用照明電源系統図</p>	 <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図(2号炉)(1/2)</p>	 <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図(3号炉)(1/2)</p>	<p>【女川】                  ■設備の相違。                  設備構成の相違による電源構成の相違。</p>
 <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図(緊急時対策建屋)(2/2)</p>	 <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図(緊急時対策建屋)(2/2)</p>	 <p>第2.2-1図 作業用照明電源系統図(緊急時対策所指揮所)(2/2)</p>	<p>【大飯】                  ■記載内容の相違。                  (女川実績の反映)                  泊は、作業照明設置場所に緊急時対策所指揮所を追加した。                  【女川】                  ■設備の相違。                  設備構成の相違による電源構成の相違。</p>

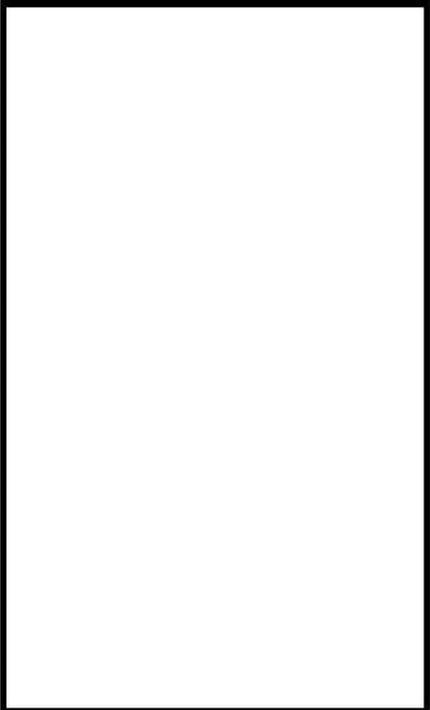
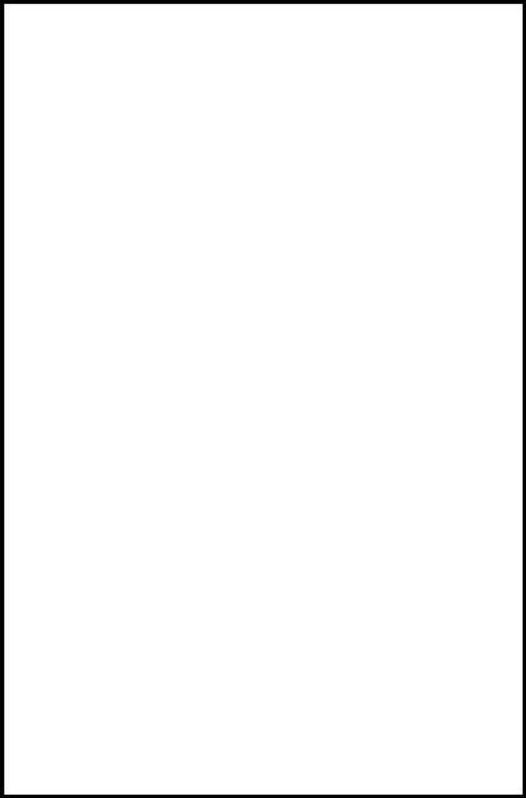
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様                      外部電源（交流）使用時                      ・ 電圧 : 交流 200V                      ・ 消費電力 : 40W</p> <p>蓄電池（直流）使用時                      ・ 電圧 : 直流 7.2V                      ・ 消費電力 : 40W                      ・ 点灯時間 : 30 分間以上</p> <p style="text-align: center;">図1 作業用照明装置</p>	<p style="text-align: center;">常用照明</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：交流 200V</p> <p style="text-align: center;">非常用照明</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：交流 100V                      ・ 中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均 1000 lx（設計値）                      船直照度 平均 500 lx（設計値）                      ・ 中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均 500 lx（設計値）</p> <p style="text-align: center;">直流照明兼非常用照明</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：交流 200V                      ・ 中央制御室（ベンチ盤、指令機エリア）：水平照度 平均 200 lx（設計値）                      船直照度 平均 200 lx（設計値）                      ・ 中央制御室（直立盤エリア）：水平照度 平均 200 lx（設計値）                      ・ 点灯可能時間：24 時間                      （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する 15 分以上点灯可能。）</p> <p style="text-align: center;">直流照明</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：直流 125V                      ・ 床面 平均 1 lx 以上（設計値）                      ・ 点灯可能時間：24 時間                      （全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が常設代替交流電源設備から開始されるまでの間として想定する 15 分以上点灯可能。）</p> <p style="text-align: center;">第2.2-2図 作業用照明装置</p>	<p style="text-align: center;">運転保安灯</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：交流 100V</p> <p style="text-align: center;">無停電運転保安灯</p>  <p>&lt;仕様&gt; ・ 定格電圧：交流 100V, 200V                      ・ 中央制御室（通常）：水平面照度 700 lx                      ・ 中央制御室運転エリア（通常時）：水平面照度 1000 lx                      ・ 中央制御室非常時：200 lx                      ・ 点灯可能時間：4 時間以上</p> <p style="text-align: center;">第2.2-2図 作業用照明装置</p>	<p>【女川】                      ■設備の相違。                      設備構成の違いによる照明設備の相違であるが全交流動力電源喪失時にも必要な照明を確保。</p>

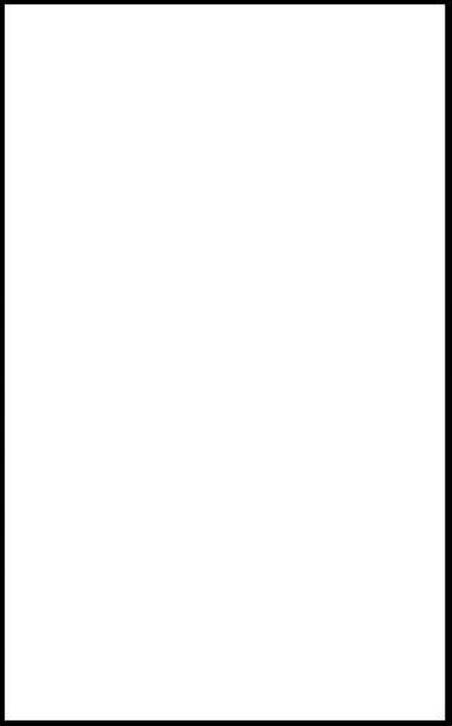
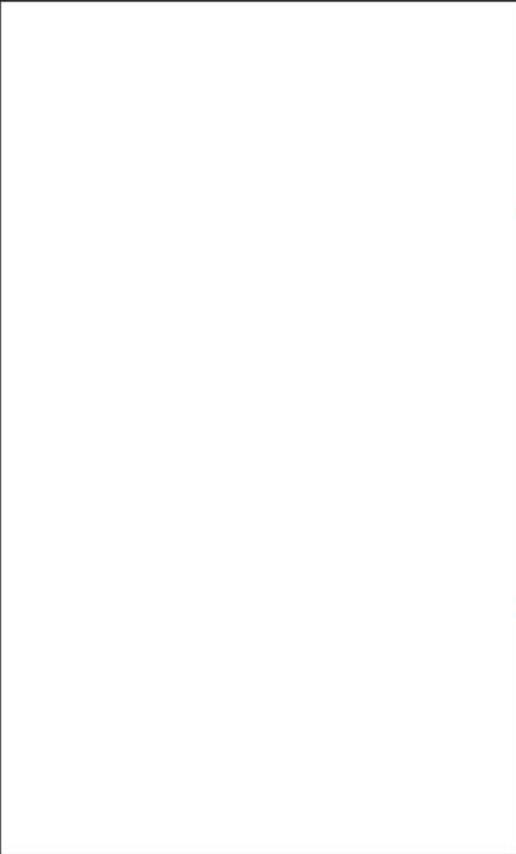
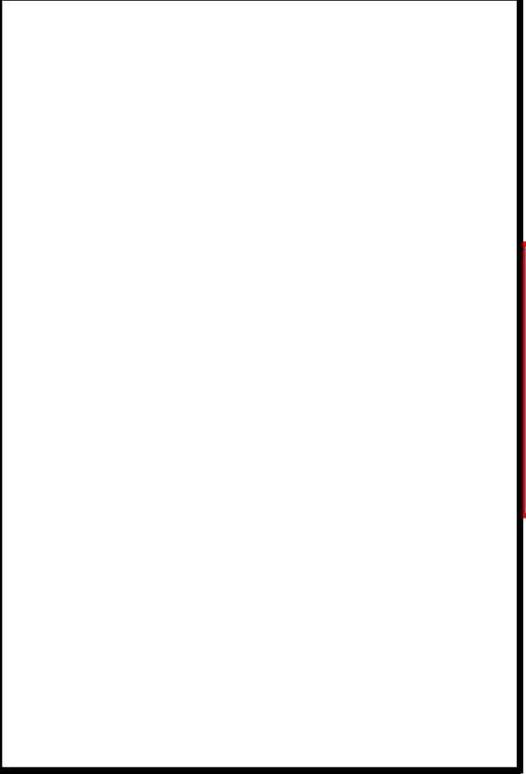
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置目的                      【中央制御室】1.水圧維持装置【各種操作及び監視のみめ】</p>  <p>図3 作業用照明配置(1/5)                      枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p>	 <p>図2.2-3 図 作業用照明配置図 2号炉各建屋 (1/13)                      枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>図2.2-3 図 作業用照明配置図 3号炉各建屋 (1/3)                      枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。</p>	<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置目的</p> <p>【タービン動補助給水ポンプ室】状況確認、タービン動補助給水ライン流量調整弁前弁の操作のため</p>  <p>図3 作業用照明配置(2/5)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	 <p>図2-2-3 図 作業用照明配置図 2号炉各機室 (2/13)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第2-2-3-3 図 作業用照明配置図 3号炉各機室 (2/9)</p> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>■設備の相違。                  設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

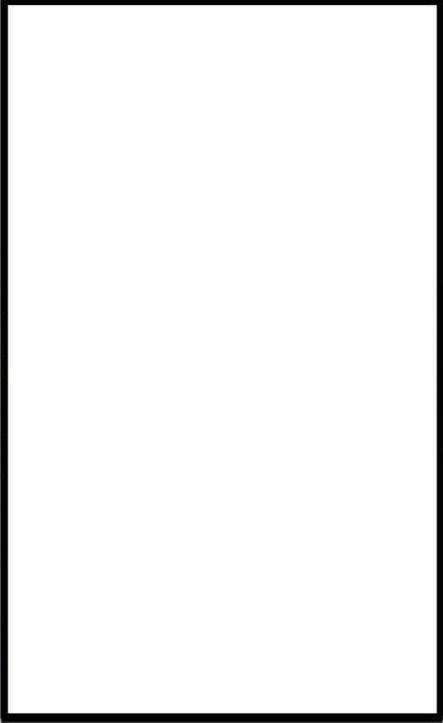
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置目的                      【ディーゼル発電機室】状況確認、手動起動の試みのため</p>  <p>図3 作業用照明配置(3/5)                      枠囲みの範囲は機室に係る事項ですので公開することはありません。</p>	 <p>第2.2-3図 作業用照明配置図(3/13)                      枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>	 <p>第2.2-3図 作業用照明配置図(3/3)                      枠囲みの範囲は機室に係る事項ですので公開することはありません。</p>	<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

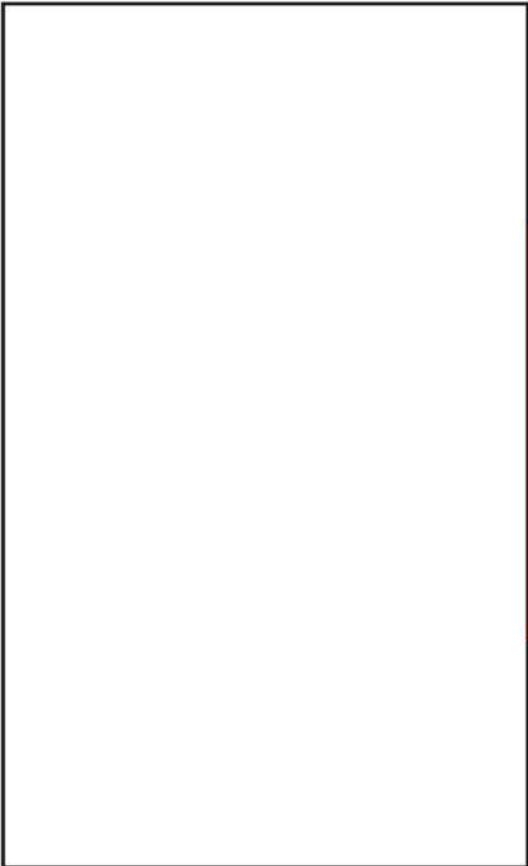
第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置目的                      【安全補償問題等】状況確認、給電作業のための隔離、復旧作業のため</p> <p>図3 作業用照明配置(4/5)                      枠囲みの範囲は機器に係る事項ですので公開することはありません。</p>	<p>第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各建屋 (4/13)                      枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

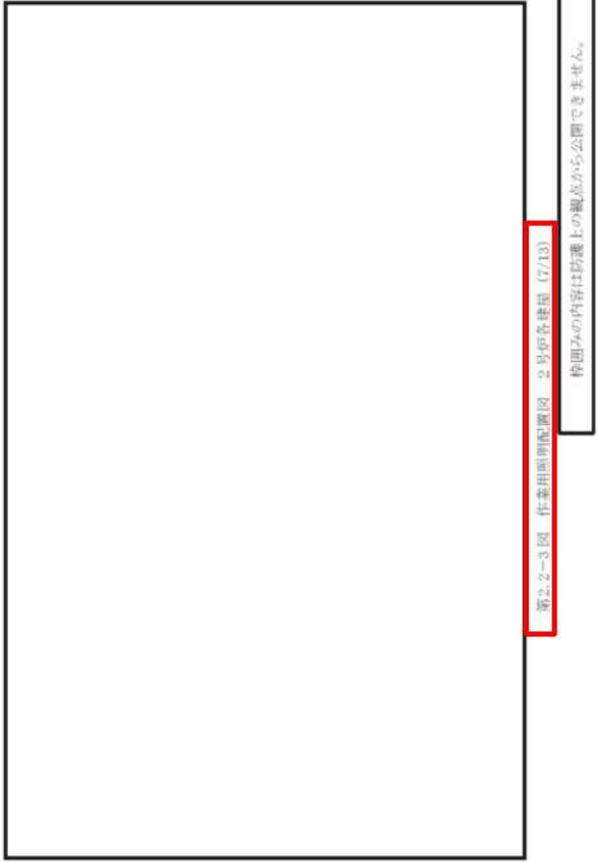
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設置目的                      【主蒸気・主給水装置】1次系冷却のための主蒸気遮し弁の操作のため</p>  <p>図3 作業用照配装置(5/5)                      枠囲みの範囲は機密に係る事項で予て公開することはできません。</p>	 <p>重2-2-3図 作業用照配装置 2号炉各機屋 (5/13)                      枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

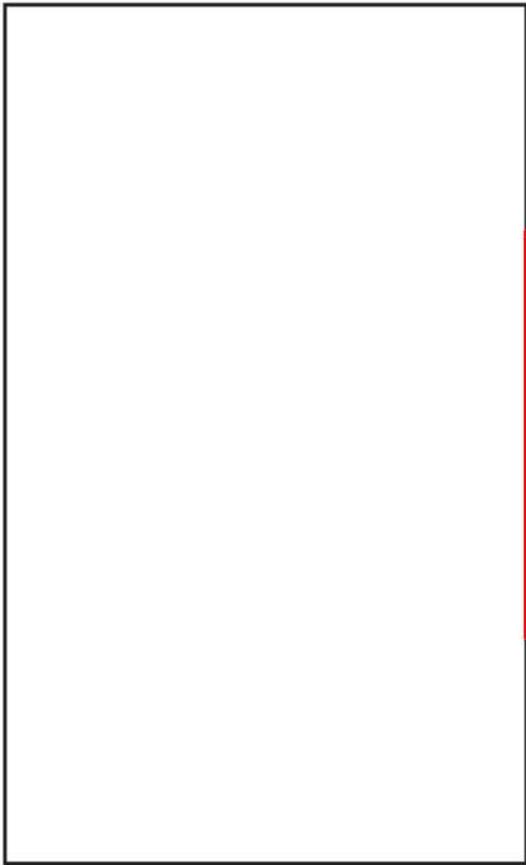
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <div data-bbox="1240 177 1308 836" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block;">第2.2-3図 作業用照度配置図 2号炉各建屋 (6/13)</p> <p>枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

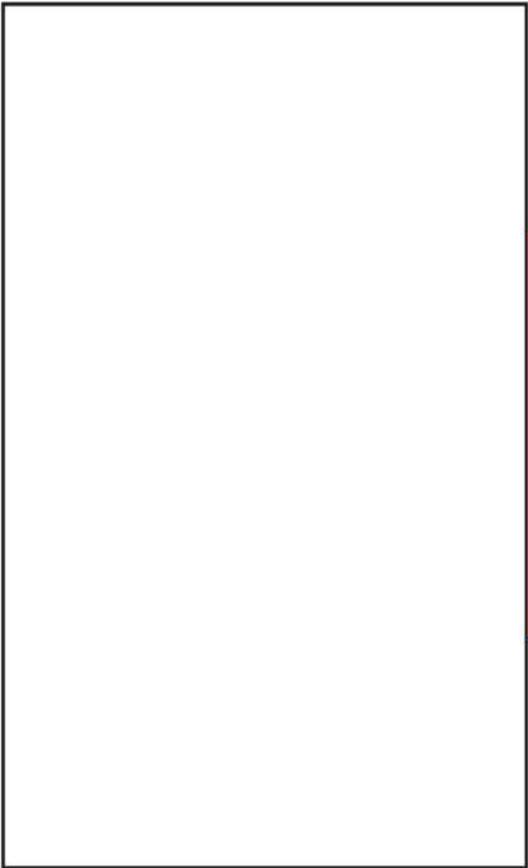
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

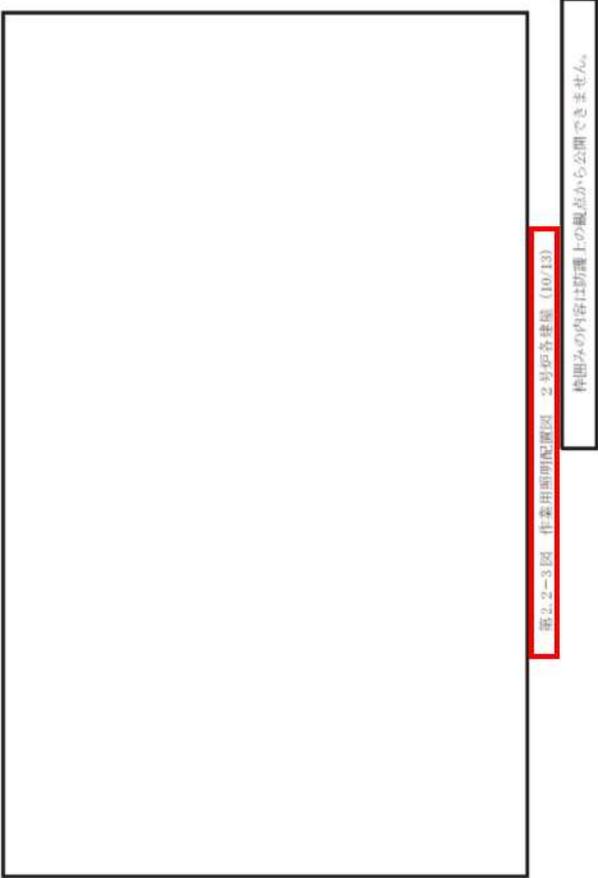
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <div data-bbox="1238 181 1308 831" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="border: 2px solid red; display: inline-block; margin: 2px;">第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各建屋 (8/13)</p> <p style="margin: 2px;">枠内での内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

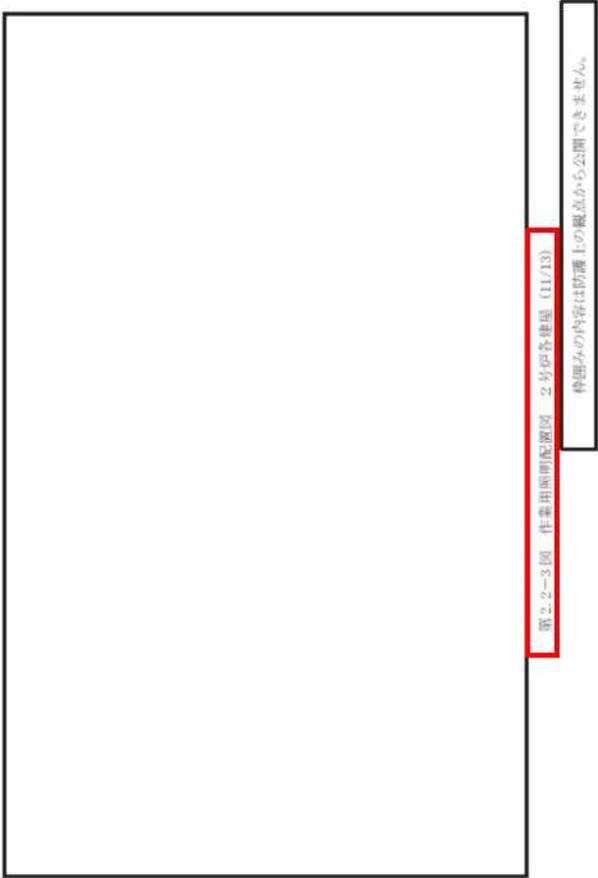
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <div data-bbox="1240 178 1308 826" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p style="text-align: center;">図2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉を参照 (9/13)                      枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

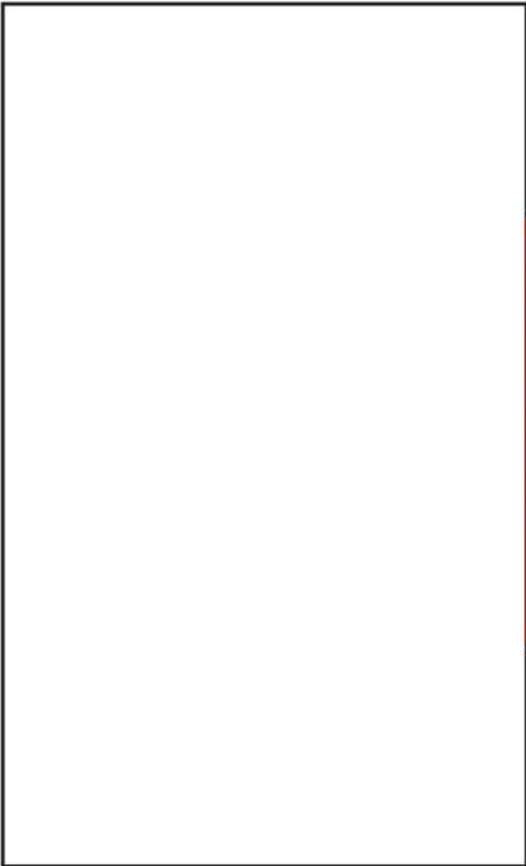
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

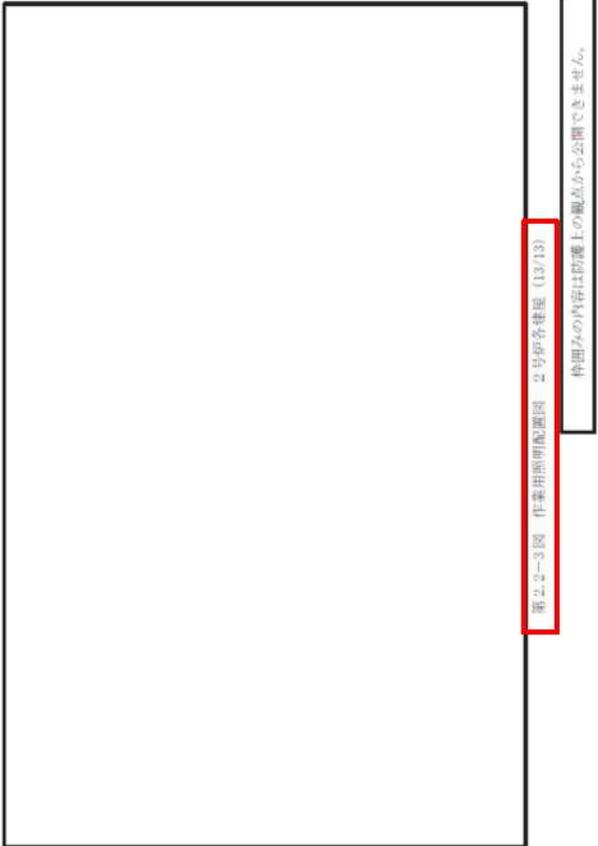
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <div data-bbox="1238 180 1308 837" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p style="border: 1px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">第2.2-3図 作業用照明配置図 2号炉各群屋 (12/13)</p> <p style="font-size: small;">特図みの内容は防護上の観点から公開できません。</p> </div>		<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

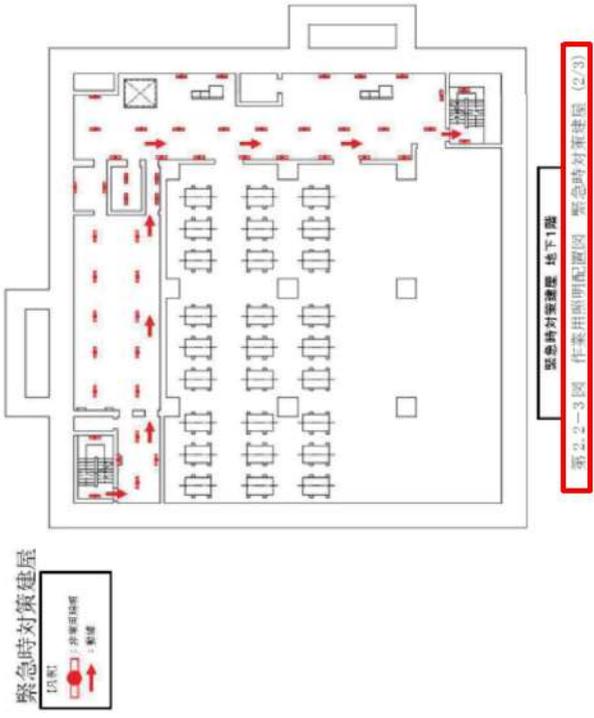
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備の相違。                      設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策建屋 1階</p> <p>緊急時対策建屋 (1F)</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>非常照明</p> <p>避難</p>		<p>■設備の相違。</p> <p>設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>■設備の相違。                  設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>緊急時対策建屋              緊急時対策建屋 地下2層              第2.2-3図 作業用照明配置図 緊急時対策建屋 (3/3)</p> <p>可搬型照明保管場所              ※保管場所については、運用を考慮し今後変更となる可能性がある。</p>	<p>【凡例】              ○：無停電運転監視灯              ○：可搬型照明保管場所              ○：動線              ※保管場所については、運用を考慮し今後変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策建屋              平面図              第2.2-3図 作業用照明配置図 (緊急時対策所)</p>	<p>■設備の相違。              設備配置の相違による照明配置の相違だが、作業に必要な場所に照明を設置することに相違はない。              泊の緊急時対策所指揮所平面図に、緊急時対策所指揮所に入室する動線及び、可搬型照明保管場所を追記。              可搬型照明保管場所については、運用を考慮し今後変更となる場合がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 可搬型照明について</p> <p>可搬型照明は、設計基準事故が発生した場合に各現場設置の機器の動作確認作業や機器の操作に用いる照明として懐中電灯等を備えている。</p> <p>なお、現場操作が必要な設計基準事故「添付書類十 3.4.2 蒸気発生器伝熱管破損」時の主蒸気隔離弁増し締め操作、及び全交流動力電源喪失時に対応が必要となる安全補機開閉器室等については、移動及び操作を考慮した場所に作業用照明を確保しており、作業が可能である。</p> <p>仮に、その他の現場操作が必要となった場合に備え、可搬型照明は、初動操作に対応する運転員が通常滞在している中央制御室に保管し、懐中電灯等の可搬型照明も活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。</p>	<p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する設計とする。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動                  全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。                  可搬型照明については、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に十分準備可能なように発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が事故対応以外の通常時に滞在する事務建屋に配備し持参する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内照度の確保</p> <p>全交流動力電源喪失時における緊急時対策所内の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。                  可搬型照明については、内蔵電池を備えるとともに、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なランタンタイプLEDライト及びヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、作業開始前に準備可能なように事故対応時に発電所対策本部要員及び重大事故等対応要員が滞在する緊急時対策所に配備する。                  (1)～(2)項以外の作業については、建屋内に作業用照明を確保するため、可搬型照明を使用せずとも操作に必要な照明は確保される。</p> <p>上記以外の設計基準事故時における対応操作、また全交流動力電源喪失時に現場操作等の対応が必要となる計測制御電源室については、現場への移動や操作を考慮した位置に直流照明兼非常用照明の作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明により、操作に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、運転員が滞在している中央制御室に配備する十分な数量の可搬型照明(懐中電灯、ランタンタイプLEDライト、ヘッドライト(ヘルメット装着用))を活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。                  また、複数の可搬型照明(例えば、現場対応時は懐中電灯とヘッドライト(ヘルメット装着用))と予備の乾電池を用意することにより、照明を確保し、電池交換を可能とする。                  なお、乾電池については、可搬型照明が7日間使用可能な数量を確保し、交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>2.3 可搬型照明の設計方針</p> <p>可搬型照明は、以下のとおり配備する設計とする。</p> <p>(1) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の可搬型照明保管場所への移動                  全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の可搬型照明保管場所への移動時の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。                  可搬型照明については、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の可搬型照明保管場所への移動に十分準備可能なように災害対策本部要員及び災害対策要員が事故対応以外の通常時に滞在する総合管理事務所に配備し持参する。</p> <p>(2) 全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内照度の確保</p> <p>全交流動力電源喪失時における緊急時対策所指揮所内の照度を確保できるよう可搬型照明を配備する設計とする。                  可搬型照明については、内蔵電池を備えるとともに、使用時に即使用できるように内蔵電池にて点灯可能なワークライト(LED光源)及びヘッドライト(ヘルメット装着用)を用い、作業開始前に準備可能なように事故対応時に災害対策本部要員及び災害対策要員が滞在する緊急時対策所指揮所に配備する。                  (1)～(2)項以外の作業については、建屋内に作業用照明である無停電運転保安灯を確保するため、可搬型照明を使用せずとも操作に必要な照明は確保される。</p> <p>上記以外の設計基準事故時における対応操作、また全交流動力電源喪失時に現場操作等の対応が必要となる安全補機開閉器室、主蒸気管室及びディーゼル発電機室については、現場への移動や操作を考慮した位置に運転保安灯及び無停電運転保安灯の作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明により、操作に必要な照明は確保されるが、万一、作業用照明設置箇所以外での対応が必要になった場合には、運転員が滞在している中央制御室に配備する十分な数量の可搬型照明(懐中電灯、ワークライト、ヘッドライト(ヘルメット装着用))を活用し、昼夜、場所を問わず作業を可能とする。                  また、複数の可搬型照明(例えば、現場対応時は懐中電灯とヘッドライト(ヘルメット装着用))と予備の乾電池を用意することにより、照明を確保し、電池交換を可能とする。                  なお、乾電池については、可搬型照明が7日間使用可能な数量を確保し、交換周期を定めて維持管理する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違。                  (女川に記載統一)                  【女川】                  ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】                  ■要員名称の相違。                  ■記載名称の相違。</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違。                  (女川に記載統一)                  【女川】                  ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違。                  ■要員名称の相違。                  【女川】                  ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違。                  ■設備名称の相違。                  (設備名：作業用照明)                  ■設備名称の相違。</p> <p>【女川】                  ■設備名称の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>保管場所及び数量（3号炉及び4号炉）                      懐中電灯：中央制御室（3号炉、4号炉共用：24個）                      ヘッドライト：中央制御室（3号炉、4号炉共用：24個）                      ポータブル照明：中央制御室（3号炉、4号炉共用：4個）                      タービン動補助給水ポンプ室（3号炉、4号炉共用：2個）                      事務所（3号炉、4号炉共用：5個）</p> <p>可搬型照明</p> <div data-bbox="94 379 663 737"> <p>懐中電灯・ヘッドライト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>懐中電灯                             <ul style="list-style-type: none"> <li>照明：LED光源</li> <li>電源：乾電池式（単一）</li> <li>重量：約970g</li> </ul> </li> <li>ヘッドライト                             <ul style="list-style-type: none"> <li>照明：LED光源</li> <li>電源：乾電池式（単四）</li> <li>重量：約120g</li> </ul> </li> </ul> <p>ヘルメットに取付け使用</p> <p>ポータブル照明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>照明：LED光源</li> <li>電源：バッテリー式</li> <li>約8時間連続使用可能</li> <li>重量：約12kg</li> </ul> <p>使用イメージ</p> </div>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

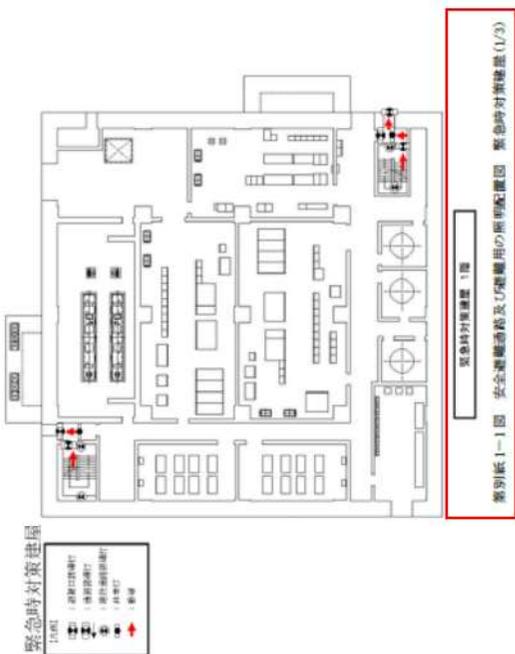
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 安全避難通路等</p> <p>2.1 概要</p> <p>安全避難通路は、中央制御室及び出入管理室の運転員その他の従事者が常時在住する居室、居室から地上へ通じる廊下及び階段その他の通路を選定している。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、災害時に運転員その他の従事者に使用される部屋及び区画からの屋外への安全な避難のため、その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できるように非常灯及び誘導灯を配備した安全避難通路を設置している。</p> <p>第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、非常灯及び誘導灯は、灯具に蓄電池を内蔵し、照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわないものとする。</p> <p>第三号によって要求される『設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源』については、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。</p> <p>作業用照明のうち、中央制御室は非常用電源から、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は非常用電源あるいは常用電源のいずれかより受電している。（継続的作業又は長期間の滞在が考えられる箇所は非常用電源より受電。継続的な作業を必要としない箇所は常用電源より受電。）また、外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても、中央制御室、主蒸気・主給水管室及びアクセスルート等は専用の内蔵電池からの給電により点灯を継続し、昼夜、場所を問わず作業が可能である。</p> <p>この作業用照明は、表1に示すようにプラント停止・冷却操作、監視等の操作が必要となる中央制御室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、中央制御室退避時に必要な操作を行う中央制御室外原子炉停止盤、設計基準事故が発生した場合に現場操作の可能性のある中央制御室、1次系継電器室、安全補器開閉器室、ディーゼル発電機室、主蒸気・主給水管室、タービン動補助給水ポンプ室、全交流動力電源喪失発生時に復旧対応が必要となる安全補器開閉器室、ディーゼル発電機室及び各機器へのアクセスルートに設置することにより、設計基準事故時に作業が必要な場所の照明を確保することを目的としている。</p>	<p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、追加設備である緊急時対策建屋に安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、追加設備である緊急時対策建屋に用いる避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する。</p> <p>2. 安全避難通路について</p> <p>緊急時対策建屋に設置する安全避難通路及び避難用の照明配置図を第別紙1-1図に示す。</p> <p>安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として、以下に準拠し蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常灯：建築基準法施行令第126条の四、五及び昭和45年建設省告示第1830号</li> <li>・誘導灯：消防法施行令第26条及び消防法施行規則第28条蓄電池は、非常灯については昭和45年建設省告示第1830号に準拠し30分以上、誘導灯については消防法施行規則第28条に準拠し20分以上点灯できる容量を有するものとする。</li> </ul> <p>第別紙1-2図に避難用の照明装置を示す。</p>	<p>別紙1 新規制基準適合申請に係る発電用原子炉施設追加設備の安全避難通路等について（設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号への適合性）</p> <p>1. 概要</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第一号によって要求される『その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路』については、追加設備である緊急時対策所指揮所に安全避難通路及び安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」第十一条（安全避難通路等）第1項第二号によって要求される『照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明』については、追加設備である緊急時対策所指揮所に用いる避難用の照明の電源が喪失した場合においても、点灯可能なよう非常灯及び誘導灯に蓄電池を内蔵する。</p> <p>2. 安全避難通路について</p> <p>緊急時対策所指揮所に設置する安全避難通路及び避難用の照明配置図を第別紙1-1図に示す。</p> <p>安全避難通路の位置を明確かつ恒久的に表示する避難用の照明として、以下に準拠し蓄電池内蔵の非常灯及び誘導灯を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常灯：建築基準法施行令第126条の四、五及び昭和45年建設省告示第1830号</li> <li>・誘導灯：消防法施行令第26条及び消防法施行規則第28条蓄電池は、非常灯については昭和45年建設省告示第1830号に準拠し30分以上、誘導灯については消防法施行規則第28条に準拠し20分以上点灯できる容量を有するものとする。</li> </ul> <p>第別紙1-2図に避難用の照明装置を示す。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。                      （女川に記載統一）</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p> <p>【大飯】  <span style="color: blue;">■</span>記載方針の相違。                      （女川に記載統一）</p> <p>【女川】  <span style="color: green;">■</span>設備名称の相違。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

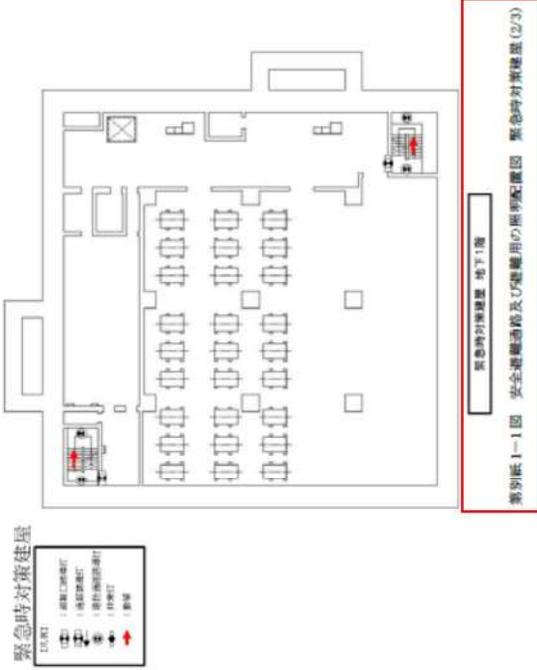
第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>設計基準事故時における運転員の操作ならびに操作箇所について、別添資料1にまとめる。</p> <p>設計基準事故に対応するための操作が必要な場所には、作業用照明が設置されており作業が可能であるが、念のため、その他の現場作業が必要となった場合においても、各機器の操作、作業を可能にするため、可搬型の仮設照明である懐中電灯等の可搬型照明を中央制御室等に備えている。</p> <p>誘導灯及び非常灯等についての規格基準等を別添資料2にまとめる。</p> <p>表1 作業用照明の主な設置箇所</p> <table border="1" data-bbox="103 560 654 1185"> <thead> <tr> <th>選定項目</th> <th>設置箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)</td> <td>・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)</td> <td>・中央制御室外原子炉停止盤</td> </tr> <tr> <td>電源確保操作</td> <td>・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）</td> </tr> <tr> <td>設計基準事故時の対応</td> <td>・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）</td> </tr> <tr> <td>通路</td> <td>・中央制御室から上記各操作箇所までの通路</td> </tr> </tbody> </table>	選定項目	設置箇所	プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）	プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤	電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）	設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）	通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</p>
選定項目	設置箇所														
プラント停止・冷却操作 (蒸気発生器による除熱を想定)	・主盤等（中央制御室） ・主蒸気逃がし弁（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ（タービン動補助給水ポンプ室）														
プラントの冷却操作 (中央制御室退避時)	・中央制御室外原子炉停止盤														
電源確保操作	・ディーゼル発電機（ディーゼル発電機室） ・遮断器（安全補機開閉器室）														
設計基準事故時の対応	・外部電源喪失等の監視・操作（中央制御室） ・安全系の計装盤等が配置されており、プラント起動、停止時の確認及び対応作業等（1次系継電器室） ・安全系補機の起動、停止確認及び対応作業（安全補機開閉器室） ・ディーゼル発電機の起動確認及び対応作業（ディーゼル発電機室） ・主蒸気逃がし弁、主蒸気隔離弁の確認及び対応作業（主蒸気・主給水管室） ・タービン動補助給水ポンプ等の確認（タービン動補助給水ポンプ室）														
通路	・中央制御室から上記各操作箇所までの通路														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

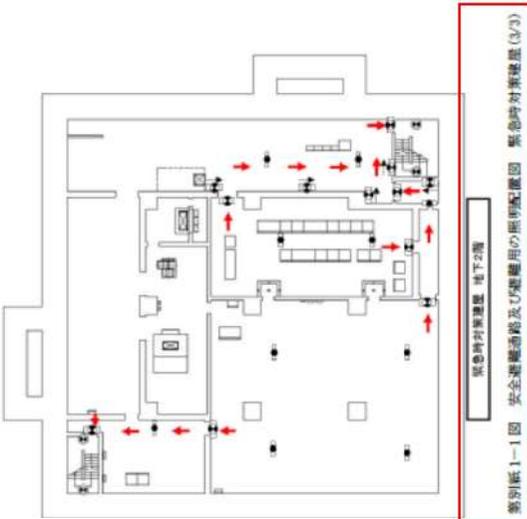
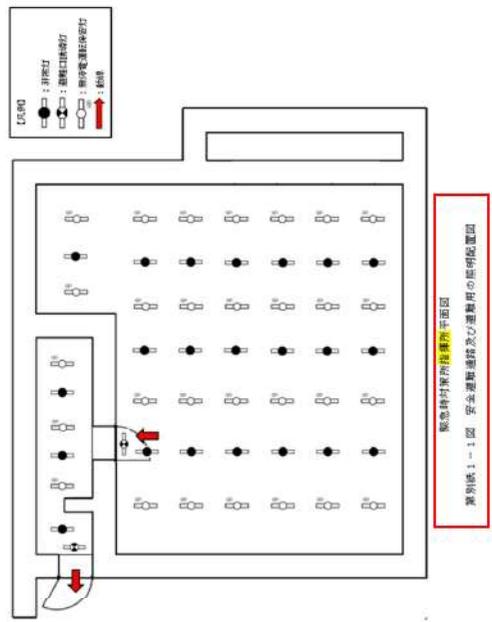
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対策建屋</p> <p>11条-別紙1-2</p> <p>緊急時対策建屋 1階          緊急時対策所内の照明配線図 緊急時対策建屋(1/3)</p>		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違              (女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。              緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。              女川の緊急時対策建屋は地上階と地下階の構造で建てられている。              泊の緊急時対策所指揮所は地上階構造である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>緊急時対応建屋 地下1階</p> <p>第9号紙 1-1 図 安全避難通路及び避難用の扉の設置図 緊急時対応建屋(2/2)</p> <p>緊急時対応建屋</p> <p>11号-別紙 1-3</p>		<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      (女川に記載統一)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備の相違。                      緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。                      女川の緊急時対策建屋は地上階と地下階の構造で建てられている。                      泊の緊急時対策所指揮所は地上階構造である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p style="text-align: right;">別添資料2</p> <p style="text-align: center;">大阪発電所3号及び4号炉 誘導灯及び非常灯等についての規格基準等について</p> <p>1. 誘導灯の設置に関する規格基準等について</p> <p>誘導灯は、消防法（制定 昭和23年7月24日法律第186号、以下「消防法」という）、消防法施行令（制定 昭和36年3月25日政令第37号、以下「消防法施行令」という）および消防法施行規則（制定 昭和36年4月1日自治省令第6号、以下「消防法施行規則」という）に準拠し、屋内から直接地上へ通じる通路、出入口及び避難階段に通路誘導灯や避難口誘導灯を設置する。</p> <p>これらの誘導灯は、消防法施行規則にて区分、等級が定められており、これに準拠して設置する。誘導灯に関する区分、等級と避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲となる当該誘導灯までの距離を表1.1に示す。大阪3号及び4号炉に設置する誘導灯はB級もしくはC級である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.1 誘導灯の区分・等級について</p> <table border="1" data-bbox="100 790 660 997"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th></th> <th>距離（メートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">避難口誘導灯</td> <td rowspan="2">A級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B級</td> <td>避難の方向を示すシンボルのないもの</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>避難の方向を示すシンボルのあるもの</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">通路誘導灯</td> <td>C級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>A級</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>B級</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C級</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、消防法施行規則による区分、等級とは別に、誘導灯内の灯具の種類や構造の違いにより、直管蛍光灯やLED、コンパクトスクエア型や吊り下げ型等があるが、日本照明工業会の規格である非常用照明器具技術基準（JIL5501）に適合した誘導灯を天井、壁等にボルト等で堅固に固定して設置している。</p> <p>なお、誘導灯は換気空調の利いた屋内に設置するため、雨水等にさらされる環境下にはなく、また、通路誘導灯のうち、階段や傾斜路に設ける非常用照明については、踏面もしくは踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設ける。</p> <p>大阪3号及び4号炉で使用する誘導灯の仕様（例）を図1.1に示す。</p>	区分		距離（メートル）	避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60	避難の方向を示すシンボルのあるもの	40	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30	避難の方向を示すシンボルのあるもの	20	通路誘導灯	C級	15	A級	20	B級	15		C級	10	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>  <p style="text-align: center;">緊急時対策建屋</p> <p style="text-align: center;">11条-別紙1-4</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p style="text-align: center;">11条-別紙1-1</p>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違 (女川に記載統一)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設備の相違</li> </ul> <p>緊急時対策所内の配置構成の相違だが、設置許可基準規則第11条第1項第1号及び第2号に適合している。</p> <p>女川の緊急時対策建屋は地上階と地下階の構造で建てられている。</p> <p>泊の緊急時対策所指揮所は地上階構造である。</p>
区分		距離（メートル）																									
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60																								
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40																								
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30																								
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20																								
通路誘導灯	C級	15																									
	A級	20																									
	B級	15																									
	C級	10																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>誘導灯（コンパクトスクエア型）</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電圧：交流 100V</li> <li>消費電力：1.4W</li> </ul> <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電圧：直流 2.4V</li> <li>消費電力：1.4W</li> <li>点灯時間：20 分以上</li> </ul> <p>図 1.1 誘導灯（コンパクトスクエア型）について</p> <p>2. 非常灯等の設置に関する規格基準等について                  建築基準法（制定 昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号、以下「建築基準法」という）及び建築基準法施行令（制定 昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号、以下「建築基準法施行令」という）に準拠し、安全避難通路の照明として非常灯を設置する。                  また、設計基準事故が発生した場合に用いる照明として、避難用の照明とは別に作業用照明を設置している。                  これら非常灯等の照明は、非常用照明器具技術基準（JIL 5501）に適合しており、標準的にかさ等を設置しており水に対する保護がなされている。また、屋外に設置されるものについては防雨防湿型としている。図 2.1 に非常灯の仕様（例）について示す。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>(a) 避難口誘導灯</p>  <p>(b) 通路誘導灯</p>  <p>(c) 階段通路誘導灯</p>  <p>(d) 非常灯</p> <p>第別紙1-2図 避難用の照明装置</p> <p>11条一別紙1-5</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>避難口誘導灯</p>  <p>非常灯</p> <p>第別紙1-2図 避難用の照明装置</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  （女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蓄電池内蔵照明</p>  <p>仕様</p> <p>外部電源（交流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電圧 : 交流 200V</li> <li>・ 消費電力 : 40W</li> </ul> <p>蓄電池（直流）使用時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電圧 : 直流 7.2V</li> <li>・ 消費電力 : 40W</li> <li>・ 点灯時間 : 30分以上</li> </ul> <p style="text-align: center;">図 2.1 非常灯について</p> <p>照明器具に内蔵された蓄電池の容量は、照明の自己点検機能により、充電モニタの点灯等を確認する、もしくは電源供給元を常用電源もしくは蓄電池に切替えるスイッチを用いて照明の点灯状態を確認することで健全性を確認することができる。</p> <p>また、使用する配線については、消防法及び建築基準法に準拠し耐火配線を使用する。</p> <p>照明器具の固定については、壁、天井等にボルト等を用いて堅固に設置する。</p> <p>また、中央制御室天井照明については、設計用地震力に対して十分な構造強度を有していることを確認することで、中央制御室内の下部に設置された上位クラスの施設である主盤等に対して、波及的影響を及ぼさないことを応力解析評価等により行なう。</p>			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違                      （女川に記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (1/5)</p> <p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <table border="1" data-bbox="768 268 1285 1145"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡変化</th> <th>事業ベース</th> <th>事業対応中の具体項目</th> <th>子機要求事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【原因】 原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化</td> </tr> <tr> <td>【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化</td> </tr> </tbody> </table>	運転時の異常な過渡変化	事業ベース	事業対応中の具体項目	子機要求事項	備考	【原因】 原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化	【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化	<p>別紙2 現場操作の確認結果について</p> <p>第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (1/11)</p> <table border="1" data-bbox="1361 177 1912 1294"> <thead> <tr> <th>運転時の異常な過渡変化</th> <th>事業ベース</th> <th>事故対応中の主な操作項目</th> <th>手続要求事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化</td> </tr> <tr> <td>【原因】 出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。</td> <td>運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化</td> </tr> </tbody> </table>	運転時の異常な過渡変化	事業ベース	事故対応中の主な操作項目	手続要求事項	備考	【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化	【原因】 出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化	<p>相違理由</p> <p>■設備の相違。          炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
運転時の異常な過渡変化	事業ベース	事業対応中の具体項目	子機要求事項	備考																													
【原因】 原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉起動時に運転開始の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化																													
【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化																													
運転時の異常な過渡変化	事業ベース	事故対応中の主な操作項目	手続要求事項	備考																													
【原因】 原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉の起動時に、制御室の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化																													
【原因】 出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	出力運転中の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	原子炉出力の異常な過渡変化 ・原子炉出力の異常な過渡変化により、制御室が異常に引越され、原子炉出力が上昇する。	運転開始時異常な過渡変化による異常な過渡変化																													
	<p>11条-別紙2-1</p>	<p>11条-別紙2-1</p>																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (2/5)

運転時の異常な過渡変化時の異常な過渡変化	緊急ベース	運転対応時の主な操作項目	手順書要項 操作場所	備考
出力低下及び不整合 （原簿特下、原簿特上、原簿特中自動） 【原因】 原子炉の出力運転中に制御棒駆動機構の故障により、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【対応】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【備考】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	-
出力低下及び不整合 （原簿特下、原簿特上、原簿特中自動） 【原因】 原子炉の出力運転中に制御棒駆動機構の故障により、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【対応】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【備考】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	-

11 第1別紙2-2

第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (2/11)

運転時の異常な過渡変化	緊急ベース	運転対応時の主な操作項目	手順書要項 操作場所	備考
出力低下及び不整合 （原簿特下、原簿特上、原簿特中自動） 【原因】 原子炉の出力運転中に制御棒駆動機構の故障により、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【対応】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【備考】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	-
出力低下及び不整合 （原簿特下、原簿特上、原簿特中自動） 【原因】 原子炉の出力運転中に制御棒駆動機構の故障により、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【対応】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。 【備考】 原子炉の出力運転中に、原子炉の出力が低下し、原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。 原子炉の出力が低下する。	-

11 第1別紙2-2

■設備の相違。  
 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (3/5)

運転時の異常な過渡変化	事象ベース	事故発生中の操作項目	手操室表示操作場所	備考
炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	中央制御室	-
炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	中央制御室	-

11 附-別紙 2-3

第別紙2-1表 運転時の異常な過渡変化時の運転操作 (3/11)

運転時の異常な過渡変化	事象ベース	事故発生中の操作項目	手操室表示操作場所	備考
制御棒の低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	中央制御室	-
炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	炉内温度低下及び不安定（制御棒調整）	中央制御室	-

11 附-別紙 2-3

■設備の相違。  
 炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。









赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由								
第別紙 2-1 表 運転時の異常な過渡変化時の動き操作 (8/11)											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">運転時の異常な過渡変化 (つづき)</th> <th style="width: 30%;">運転時異常な過渡変化 (つづき)</th> <th style="width: 30%;">運転時異常な過渡変化 (つづき)</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="background-color: #c8e6c9;">中央制御室</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>	運転時の異常な過渡変化 (つづき)	運転時異常な過渡変化 (つづき)	運転時異常な過渡変化 (つづき)	備考			中央制御室	-	<p>■設備の相違。                      炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
運転時の異常な過渡変化 (つづき)	運転時異常な過渡変化 (つづき)	運転時異常な過渡変化 (つづき)	備考								
		中央制御室	-								
第別紙 2-8											











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p>	<p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p>	<p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p> <p>設計基準事故  <small>（原子力発電所設計基準）</small></p>	<p>相違理由</p> <p>■設備の相違。                  炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>																																																												
<p>第11条-別紙2-9表 設計基準事故時の運転操作 (3/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事故</th> <th>発生ベーク</th> <th>事故対応中の操作項目</th> <th>主要な操作</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	<p>第11条-別紙2-8</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事故</th> <th>発生ベーク</th> <th>事故対応中の操作項目</th> <th>主要な操作</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	<p>第11条-別紙2-14</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準事故</th> <th>発生ベーク</th> <th>事故対応中の操作項目</th> <th>主要な操作</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(1)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(2)</td> </tr> <tr> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> <td>原子力発電所設計基準事故(3)</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	<p>相違理由</p> <p>■設備の相違。                  炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考																																																											
原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)																																																											
原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)																																																											
原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)																																																											
設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考																																																											
原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)																																																											
原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)																																																											
原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)																																																											
設計基準事故	発生ベーク	事故対応中の操作項目	主要な操作	備考																																																											
原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)	原子力発電所設計基準事故(1)																																																											
原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)	原子力発電所設計基準事故(2)																																																											
原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)	原子力発電所設計基準事故(3)																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">第別紙2-2表 設計基準事故時の運転操作 (A/6)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white;">設計基準事故</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">警報ベース</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">事故対応中の操作項目</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">予備停止状態 操作箇所</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【参照】                      0.0%の負荷時に、10%の原子炉冷却材ポンプの機能低下に起因して、原子炉冷却材ポンプの機能低下により、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の運転又は停止状態にかかわらず、原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td> <p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td style="background-color: #c6e0b4;"> <p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> </td> <td style="background-color: #c6e0b4;">-</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故	警報ベース	事故対応中の操作項目	予備停止状態 操作箇所	備考	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【参照】                      0.0%の負荷時に、10%の原子炉冷却材ポンプの機能低下に起因して、原子炉冷却材ポンプの機能低下により、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の運転又は停止状態にかかわらず、原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p>	-	<p style="text-align: center;">第別紙2-2表 設計基準事故時の運転操作 (4/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #003366; color: white;">設計基準事故</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">警報ベース</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">事故対応中の操作項目</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">予備停止状態 操作箇所</th> <th style="background-color: #003366; color: white;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td> <p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> </td> <td style="background-color: #c6e0b4;"> <p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> </td> <td style="background-color: #c6e0b4;">-</td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故	警報ベース	事故対応中の操作項目	予備停止状態 操作箇所	備考	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p>	-	<p>■設備の相違。                      炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
設計基準事故	警報ベース	事故対応中の操作項目	予備停止状態 操作箇所	備考																			
<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【参照】                      0.0%の負荷時に、10%の原子炉冷却材ポンプの機能低下に起因して、原子炉冷却材ポンプの機能低下により、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の運転又は停止状態にかかわらず、原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p>	-																			
設計基準事故	警報ベース	事故対応中の操作項目	予備停止状態 操作箇所	備考																			
<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>「原子炉冷却材ポンプの機能低下」は、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p> <p>【備考】                      原子炉の冷却能力が低下した場合、原子炉の冷却能力が低下する。</p>	<p>中央制御室</p> <p>原子炉冷却材ポンプの機能低下</p>	-																			











赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
		<p style="text-align: center;">表別紙2-2表 設計基準事故時の避難操作（10/11）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設計基準事故時 緊急時（つづき）</th> <th style="width: 30%;">避難ハース 緊急時（つづき）</th> <th style="width: 30%;">避難要求 避難時</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>設計基準事故時（注） 緊急時（つづき）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>避難ハース 緊急時（つづき）</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>避難要求 避難時</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>備考</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事故時 緊急時（つづき）	避難ハース 緊急時（つづき）	避難要求 避難時	備考	<p>設計基準事故時（注） 緊急時（つづき）</p>	<p>避難ハース 緊急時（つづき）</p>	<p>避難要求 避難時</p>	<p>備考</p>	<p>■設備の相違。                      炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
設計基準事故時 緊急時（つづき）	避難ハース 緊急時（つづき）	避難要求 避難時	備考								
<p>設計基準事故時（注） 緊急時（つづき）</p>	<p>避難ハース 緊急時（つづき）</p>	<p>避難要求 避難時</p>	<p>備考</p>								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">表 2-2 設計基準事象時の運転操作 (11/11)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">設計基準事象</th> <th style="width: 30%;">警報・バース</th> <th style="width: 30%;">手順書等</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     緊急停止時運転監視 (H 警報)                      運転室 (1/2/3/4)                 </td> <td>                     緊急停止時運転監視 (H 警報)                      運転室 (1/2/3/4)                 </td> <td>                     運転室 (1/2/3/4)                 </td> <td>                     緊急停止時運転監視 (H 警報)                      運転室 (1/2/3/4)                 </td> </tr> <tr> <td>                     設計基準事象時の発生                 </td> <td>                     緊急停止時運転監視 (H 警報)                      運転室 (1/2/3/4)                 </td> <td>                     運転室 (1/2/3/4)                 </td> <td>                     緊急停止時運転監視 (H 警報)                      運転室 (1/2/3/4)                 </td> </tr> </tbody> </table>	設計基準事象	警報・バース	手順書等	備考	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	設計基準事象時の発生	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	<p>■設備の相違。                      炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
設計基準事象	警報・バース	手順書等	備考												
緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)												
設計基準事象時の発生	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)	運転室 (1/2/3/4)	緊急停止時運転監視 (H 警報) 運転室 (1/2/3/4)												

















赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p style="text-align: center;">新別紙2-3表 プラント停止時の運転操作（9/11）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">分類</th> <th style="width: 60%;">操作項目</th> <th style="width: 20%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">中央制御室</td> </tr> <tr> <td>中央制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>加圧減圧制御室</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分類	操作項目	備考	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>	中央制御室	中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>		加圧減圧制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>		<p>■設備の相違。                      炉型の相違による中央制御室での操作要否の差であるが、必要な現場操作抽出の考え方は同様。</p>
分類	操作項目	備考													
中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>	中央制御室													
中央制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 中央制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>														
加圧減圧制御室	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「停」</li> <li>2. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「復」</li> <li>3. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止」</li> <li>4. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除」</li> <li>5. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除」</li> <li>6. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除」</li> <li>7. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除」</li> <li>8. 加圧減圧制御室からインコンパネ外部監視室「強制停止解除解除解除解除解除」</li> </ul>														





泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添資料3</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: right;">別添資料1</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 安全避難通路等</p>	<p style="text-align: center;">■設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第11条 安全避難通路等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11条 安全避難通路等</p> <p>三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源。</p> <p>「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮しても良い</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源の確保</p> <p>現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合の仮設照明による対応</p> <p>外部電源喪失時、夜間におけるタンクローリー一の給油の際に可搬型照明を使用する。</p> <p>可搬型照明の配備</p> <p>設計基準事故が発生した場合に用いる照明</p> <p>外部電源喪失時および全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を設置する。</p> <p>作業用照明を設置（内蔵電池から給電）</p>	<p>11条 安全避難通路等</p> <p>設置許可基準規則第11条第三号 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源（解説） 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、発電用原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明（可搬型）の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に作業が必要な場所 安全施設が安全機能を損なわないために作業が必要な場所</p> <p>設計基準事故が発生した場合、安全施設が安全機能を損なわないために用いる照明及びその専用の電源を確保すること。</p> <p>仮設照明による対応ができること。 （現場作業の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合）</p> <p>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を作業場所へ設置する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機から電力を供給する非常用照明、非常用照明兼直流照明及び直流照明の設置</p> <p>緊急時対策所での作業及び緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に必要な可搬型照明を配備</p> <p>【後段規制との対応】                  工：工認（基本設計方針、添付書類）                  保：保安規定（下位文書含む）                  核：核物質防護規定（下位文書含む）</p> <p>【添付六、八への反映事項】                  ■：添付六、八に反映                  □：当該条文に関係しない                  ○：他条文での反映事項他</p> <p>11条-別添-1</p>	<p>11条 安全避難通路等</p> <p>設置許可基準規則第11条第1項第三号 設計基準事故が発生した場合に用いる照明及びその専用の電源（解説） 「設計基準事故が発生した場合に用いる照明」とは、昼夜及び場所を問わず、発電用原子炉施設内で事故対策のための作業が生じた場合に、作業が可能となる照明のことをいう。なお、現場作業の緊急性との関連において、仮設照明（可搬型）の準備に時間的猶予がある場合には、仮設照明による対応を考慮してもよい。</p> <p>設計基準事故が発生した場合に作業が必要な場所 安全施設が安全機能を損なわないために作業が必要な場所</p> <p>設計基準事故が発生した場合、安全施設が安全機能を損なわないために用いる照明及びその専用の電源を確保すること。</p> <p>仮設照明による対応ができること。 （現場操作の緊急性との関連において、時間的猶予がある場合）</p> <p>外部電源喪失時及び全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するために必要な電力の供給が交流動力電源から開始されるまでの間においても点灯できる照明を作業場所へ設置する。</p> <p>ディーゼル発電機から電力を供給する運転保安灯及び無停電運転保安灯の設置</p> <p>緊急時対策所指揮所での作業及び緊急時対策所内の可搬型照明保管場所への移動に必要な可搬型照明を配備</p> <p>工</p> <p>保</p> <p>【後段規制との対応】                  工：工認（基本設計方針、添付書類）                  保：保安規定（下位文書含む）                  核：核物質防護規定（下位文書含む）</p> <p>【添付六、八への反映事項】                  ■：添付六、八に反映                  □：当該条文に関係しない                  ○：他条文での反映事項他</p> <p>11-別添-1</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                  ■記載方針の相違                  （女川に記載統一）</p>

